令和８年度

申込みに必要な書類は
市ウェブサイトから
ダウンロードできます

平塚市保育所等利用案内

この案内には、子ども・子育て支援新制度での保育所等（保育所、認定こども園の保育部分、小規模保育事業所）の**入所申込みに関する手続き**や**入所後に必要な手続き**について、重要なことを記載しています。内容をよく読み、必要な手続きを行ってください。
※入所申込後も**大切に保管してください。**

～目次～

★前年度からの変更点
前年度からの変更点……ｐ１
★申込編
１．保育所等に申込みできる方……ｐ２
２．申込みできる施設……ｐ２
３．入所申込みから決定までの流れ……ｐ３
４．申込みに必要な書類等……ｐ５
５．入所の申込みについて……ｐ１０
６．電子申請について……ｐ１１
７．併願申請について……ｐ１３
８．市外からの申込み・市外への申込み……ｐ１４
９．入所要件別の注意事項について……ｐ１７
１０．保育所等申込後から入所までの注意事項について……ｐ１９
１１．保育所等入所後の注意事項について……ｐ２１
１２．入所保留であることの証明が必要な方……ｐ２４
★資料編
１．保育所等利用調整基準表……ｐ２５
２．教育・保育給付認定申請について……ｐ２７
３．幼児教育・保育の無償化について……ｐ２９
４．毎月の保育料等の負担の有無……ｐ３１
５．保育所・認定こども園等一覧表……ｐ３７
６．子育て支援施設・保育サービスについて……ｐ４２
★申込書記入例
保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書……ｐ４７
保育所（園）等入所申込みの調査書……ｐ４９
保育所等入所に関する確認書の控え……ｐ５１

★前年度からの変更点

●内定を辞退した場合の取り扱いについて

入所内定を辞退した場合、申込みが取下げとなり、待機加点も解消されます。
詳しくはP.２０をご覧ください。

●育児休業からの復職に関する申立書について

育児休業からの復職で申し込む場合、申込時に復職に関する申立書を提出していただきます。

●諸証明等の取扱いの変更について

令和8年4月より証明書の発行に関して、郵送代が申請者負担になります。
詳しくはP.２４をご覧ください。

★申込編

１．保育所等に申込みできる方

保護者に、次に該当する「保育が必要な事由」がある場合に申し込むことができます。

就　　労	居宅外・居宅内で就労をしている場合 （月に６０時間以上〈休憩時間含む〉）
妊　娠・出　産	出産前後の場合（利用期間は出産予定月の１か月前から４か月間）※1
疾病・障がい	ご家庭での保育が困難な病気、けが又は障がいが保護者にある場合
介　護・看　護	親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護している場合 （月に６０時間以上）
災　害　復　旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
求　職　活　動	継続して活動（起業準備を含む）している場合 （求職活動中に入所した場合、利用期間は入所月を含んだ３か月間）※2
就　　学	職業訓練校等における職業訓練を含む （月に６０時間以上〈休憩時間含む〉）
そ　の　他	市長が認める場合

※1　予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて３か月後の月末までとします。

※2　３か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」（以下、「教育・保育給付認定変更申請書」という。）を平塚市役所保育課へ提出した場合、４か月目以降も継続して入所することができます。

原則として、仕事が休みの日など、「保育が必要な事由」がない場合には、ご家庭での保育をお願いします。

２．申込みできる施設

★認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所の一覧は３７～４０ページを参照してください。

（１）認可保育所

保育所等保育を実施する施設は、「保育が必要な事由（上記参照）」がある場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

（２）認定こども園

幼稚園と保育所の機能を持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保育時間（保育部分）については、「保育が必要な事由（上記参照）」がある場合に希望することができます。３～５歳児で昼過ぎまでの教育時間（幼稚園部分）のみの利用を希望する場合は、直接園で申込手続きをしてください。

（３）小規模保育事業所

認可保育所や認定こども園より少人数の単位で、０～２歳児の保育が必要なお子さんを預かる施設です。２歳児クラスで卒園となります。３歳児クラス以降については、「連携施設」として設定された認可保育所等に入園することができる予定です。

３．入所申込みから決定までの流れ

保護者の就労状況や家庭状況、保育所等の入所状況等を総合的に判断し、順次入所を決めさせていただきます。

申請書提出

●受付方法は平塚市役所保育課保育担当窓口（平塚市役所本館　１階　１０１窓口）又は電子申請です。
●下記申込受付期間中にご提出ください。
【入所申込受付期間一覧（土・日曜日、祝日、令和７年１２月２９日（月）～令和８年１月２日（金）を除く）】

入所希望月	申込受付期間
令和８年４月(１次申込み)	令和７年１０月８日（水）　～　令和７年１１月７日（金）
令和８年４月(２次申込み)	令和７年１１月１０日（月）　～　令和８年１月３０日（金）
令和８年５月入所	令和８年２月２日（月）　～　令和８年４月１５日（水）
令和８年６月入所	令和８年３月２日（月）　～　令和８年５月１５日（金）
令和８年７月入所	令和８年４月１日（水）　～　令和８年６月１５日（月）
令和８年８月入所	令和８年５月１日（金）　～　令和８年７月１５日（水）
令和８年９月入所	令和８年６月１日（月）　～　令和８年８月１４日（金）
令和８年１０月入所	令和８年７月１日（水）　～　令和８年９月１５日（火）
令和８年１１月入所	令和８年８月３日（月）　～　令和８年１０月１５日（木）
令和８年１２月入所	令和８年９月１日（火）　～　令和８年１１月１３日（金）
令和９年１月入所	令和８年１０月１日（木）　～　令和８年１２月１５日（火）
令和９年２月入所	令和８年１０月１日（木）　～　令和９年１月１５日（金）
令和９年３月入所	令和８年１０月１日（木）　～　令和９年１月２９日（金）

支給認定審査・利用調整

●支給認定証は、保育が必要と認められた方全員へ交付します。ただし、保育が必要な事由を証明する書類が未提出の場合は、提出後に交付します。
入所の結果をお知らせするものではありません。

結果連絡

【４月１次申込み】
●入所内定・保留に関わらず令和８年１月２１日（水）以降に文書で通知します。
※４月１次調整で内定を辞退した場合、再度４月２次申込みを行うことはできません。

【４月２次申込み】
●入所内定・保留に関わらず令和８年３月２日（月）以降に文書で通知します。
※４月の利用調整の結果のお問合せはお受けできません。通知にてご確認ください。

【５月以降】
前月２０日頃に下記の方法でお知らせします。
●入所が内定した方には、電話で連絡します。
●入所が保留となった方には、文書で通知します。

入所内定

【４月１次及び２次】
●結果通知に同封されている面接日程を確認いただき手続きを進めてください。

【５月以降】
●平塚市保育課から、入所意思の最終確認の電話連絡を行います。
●内定承諾後は、各保育所等から保護者宛へ連絡があります。

※入所前に保育所等と面談を行います。
※健康診断は入所後に実施します。健康診断の結果によっては、入所が継続できない場合があります。

入所保留

【４月１次】
●４月２次調整についても調整します。
●４月２次調整結果については入所が内定した方にのみ、文書で連絡します。
●４月２次も保留となった場合は５月以降も引き続き調整します。

【４月２次及び５月以降】
●翌月以降も引き続き利用調整を行います。

※文書による通知は利用調整をした最初の月のみの送付となります。
保留が継続する場合、連絡はありません。
※入所が内定次第、電話にてご連絡します。
※入所申込みの有効期間は同一年度内（４月～翌年３月）となります。

入所

●入所は毎月１日付けとなります。
●最初は慣らし保育から始まります。（２１ページ（１）参照）
●住所、世帯構成、保育が必要な事由等に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」とともに必要書類（５ページ参照）を添付し、保育課又は在園施設（市内の場合のみ）へご提出ください。

退所

●退所は原則毎月月末となります。
●保育所等を退所される場合は、退所予定月の１０日までに退所届を保育課又は在園施設へご提出ください。
●平塚市から転出後、保育所等の継続利用を希望する場合は、父母のいずれかが平塚市に在勤又は在学している（月に６０時間以上<休憩時間含む>）必要があります。ただし、５歳児クラスの児童の場合は在勤又は在学問わず継続入所が可能です。転出前に必ず保育課までご相談ください。

４．申込みに必要な書類等

（1）全ての方が必要な書類等

	提出書類	注意点
1	保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育･保育給付認定申請書	１枚で入所希望の子ども３人まで併用記入可能。 ４人目以降は、２枚目にご記入ください。
2	保育所（園）等入所申込みの調査書	入所希望の子ども1人につき1枚ずつ必要
3	保育所等入所に関する確認書	１世帯につき１枚ずつ必要
4	保育が必要な事由を証明するための書類	保護者1人※1につき１枚ずつ必要 （同居中※2のパートナー及び６５歳未満の祖父母も同様） ６ページの表を確認してください。
5	個人番号(マイナンバー)の記載に係る 本人確認書類	窓口に来る方（申請者）本人のものを持参してください。≪９ページ参照≫

※1　事実上婚姻関係がある場合及び生計を一にする場合は保護者とみなします。
※2　住民票上世帯が別でも住所が同一の場合は、原則として同居とみなします（二世帯住宅含む）。

申込みに必要な書類の入手方法について

保育課窓口（平塚市役所本館　１階　１０１窓口）にご用意しています。
市ウェブサイト（申込みに必要な書類）からも入手できます。
（右の二次元コードからアクセスできます）。

育児休業からの復職予定で申し込む方

育児休業中の方は下記の注意事項をご確認のうえお申込みください。

・育児休業給付金や育児休業の延長手続きの際に、入所申込書の写し（表裏両面）が必要となる場合がありますので、必要な方はお申込みの前に写しの保管をお願いします。
・「今すぐ入所を希望」か「育児休業の延長を許容できる」かの確認欄を「保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」内に設けています。
・「今すぐ入所を希望」にした場合でも、利用調整の結果、希望時期に入所できず保留（待機）となる可能性もあります。
・「育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整の際、基準点数を 0 点で調整しますが、入所内定となる場合があります。
・申込時に「復職に関する申立書」を提出していただきます。

★保育が必要な事由を証明するための書類（有効期間は証明日から６か月間※）

※ただし、令和８年４月申込みについては令和７年９月以降の証明日を有効とします。

保育が必要な事由	提　出　書　類
就　労	お勤めの方（法人格を有する自営業の方を含む） ●就労証明書 ※就労証明書の証明日が、就労開始日以前の場合内定の扱いとなります。就労開始後に再度就労開始日以降の日付で記入された就労証明書をご提出ください。
	自営業の方 ●就労証明書 ●直近の「所得税の確定申告書（第一表及び第二表）」の写し ※税務署への電子申請による、確定申告書の写しと受理の記録がわかるものを提出してください。電子申請をせずに提出した場合には、事業の実績がわかるものを別途提出していただくことがあります。 ※開業してから確定申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業届出書」の写し又は「営業許可証」の写しを添付してください。 ※開業年度以降で確定申告を行っていない場合は、直近３か月分の他者との取引等がわかるもの（請求書や納品書）の写しを添付してください。 ※内職の場合は、「納品書」などの実績のわかる書類を添付してください。 ※就労証明書の証明日が、就労開始日以前の場合内定の扱いとなります。就労開始後に再度就労開始日以降の日付で記入された就労証明書をご提出ください。
妊　娠・出　産	●母子健康手帳の写し（保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ）※平塚市交付の母子健康手帳の場合１ページと４ページ ●「妊娠・出産」理由での保育所等入所申込みに係る同意書
疾病・障がい	●医療機関が証明する診断書（市様式）又は障害者手帳の写し（両面）
介　護・看　護	●介護・看護を受ける方の医療機関が証明する診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証又は介護の認定結果通知書の写し ●介護・看護をする方の１日の介護・看護スケジュール
災　害　復　旧	●り災証明書
求　職　活　動	●就労先が決定次第、速やかに就労証明書を提出してください。
就　学	●学生証（在学証明書）の写し　〔学校名、氏名及び有効期間の記載部分〕 ●在学中の時間割表の写し
そ　の　他	●事実を証明するための書類

※保育が必要な事由を明らかにするため、必要に応じて、関係書類を提出していただくことがあります。

（２）利用者負担額（保育料及び副食材料費※以下保育料等という）を決めるために必要な書類

次の①～⑥のいずれかに該当する場合は、必要な書類を提出してください。

① 市民税が未申告の方

令和７年度の市民税額が未確定の方は税申告を済ませ、次のいずれかの書類を提出してください。

●「令和７年度市民税・県民税申告書」の控え
※区市町村により名称は異なる場合があります

●「令和７年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」の写し
※区市町村により名称は異なる場合があります

※税申告先は平塚市役所市民税課（電話　０４６３－２１－８７６６（直通））へお問合せください。

※市民税額が未確定の方は、保育料等を最高階層（最高額）で請求します。
（保育料算定表は３５、３６ページ参照）。

※利用者負担額を決めるために必要な書類は、令和８年９月入所申込みから次年度分（令和８年度分）へ切り替わります。

※収入がない方（主婦、無職、育児休業等）であっても、原則市民税の申告は必要です。

② 生活保護を受けている方

入所申込時に、次の書類を提出してください。

●「生活保護受給証」の写し又は「生活保護受給証明書」

③ 住民票の同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる方

年収が３６０万円未満相当の世帯において、同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は保育料等を軽減する場合がありますので書類を提出してください。

●該当する方の「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

④ 海外から平塚市内へ転入した方

海外に在留時、収入があった場合は当時の収入を基に保育料等を算定するため、給与明細等の収入を証明できる書類を提出してください。※提出が必要となる期間についてはお問合せください。

⑤ 保育所等の施設を利用している就学前の児童がいる方

保育所等への入所を希望する児童と同一世帯に、次の施設に在籍している就学前の児童がいる場合、保育所等入所後2人目以降の保育料等を軽減します。

【多子軽減対象施設】　認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、地域型保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部

※特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に在籍している就学前（小学校入学前）の児童がいる場合は、次の書類を提出してください（申請書に在籍中の施設の証明を受けてください）。

●保育所等保育料多子軽減申請書　・・・この申請書は平塚市役所保育課にあります。

※認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、地域型保育に入所している場合は、提出する必要はありません。

⑥ 住民票上の別世帯に保護者の「子」に該当する被扶養者がいる方

年収が３６０万円未満相当の世帯において、第２子以降の保育料等を軽減する場合があります。

別世帯に「子」に該当する被扶養者がいる場合は、次の２点の書類を提出してください。

●生計を一にする別世帯の子の住民票

●「子」を扶養していることが確認できる書類の写し（健康保険証等、扶養事実が分かる書類の写し）

（３）個人番号(マイナンバー)の記載に係る本人確認書類

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）及び、子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき、支給認定申請書にマイナンバーを記載いただくとともに、本人確認及び個人番号確認が必要となりますので、次の①、②の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類	②本人確認に必要な書類
個人番号カード（マイナンバーカード）は①、②を兼ねることができます。	
又は次のいずれか１点提示 ・マイナンバーが記載された住民票の写し、又は住民票記載事項証明書 ※通知カード（カードの券面記載事項（住所や氏名など）が住民登録と一致している必要があります）≪下記参照≫	又は次のいずれか１点提示 ・運転免許証　・パスポート　・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　・身体障害者手帳等 次の書類の場合には、２点提示が必要となります。 ・有効な健康保険証　・資格確認証 ・児童扶養手当証書　・介護保険被保険者証 ・特別児童扶養手当証書　・国民年金手帳

※注意　保護者の代理人（祖父母等）が申請書を提出する場合は、上表「①番号確認に必要な書類」は保護者（申請者本人）のものを持参してください。「②本人確認に必要な書類」は、代理人のものを持参してください。

・個人番号カード（マイナンバーカード）

個人番号カード（マイナンバーカード）とは、本人が市町村に交付を申請し、通知カードと引換えに発行されるカードです。【樹脂製のカード】

表　面

裏　面

・通知カード

通知カードが令和2年（2020年）5月25日に廃止となりました。通知カードをマイナンバーの証明として使用するためには、カードの券面記載事項（住所や氏名など）が住民登録と一致している必要があります。なお、廃止後も通知カードに記載されている数字12桁の個人番号（マイナンバー）は、変わりません。

表　面

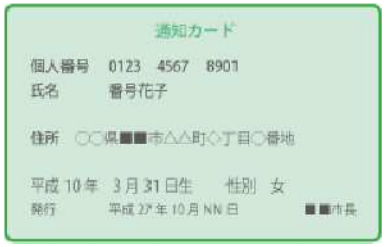

裏　面

５．入所の申込みについて

（１）受付時間　　８：３０から１７：００まで

（２）受付場所　　保育課窓口（平塚市役所本館　１階　101 番窓口）
又は電子申請（詳細は 11～12 ページにてご確認ください。）

※入所申込みは窓口又は電子申請での対応となります。郵送での受付はしていませんのでご注意ください。

（３）受付期間　　令和 8 年 4 月入所希望の 1 次申込受付期間
令和 7 年 10 月８日（水）～11 月７日（金）
（以下受付期間は全て土・日曜日、祝日を除きます）
※1 次受付期間に間に合わない場合の 2 次申込受付期間　令和７年 11 月１０日～令和８年１月３０日

令和 8 年 5 月以降入所希望 3 ページ申込み受付期間一覧をご覧ください

（４）受付窓口事前予約（令和8年４月入所１次申込受付期間）

令和７年10月８日（水）～11月７日（金）の期間は、窓口の事前予約ができます。
令和７年 10 月 1 日（水）から、下記ウェブサイトにて 10 日後まで窓口予約が可能となります。
（当日分の窓口予約はできません）

【予約サイト】平塚市役所　窓口情報案内　事前予約　（下の二次元コードからアクセスできます）
https://hiratsuka.madoguchi.website/reserveFrameSelect/;jsessionid=87EA4E87323535DA9233A22CC4DE8EF7

※１０、１１月は窓口が大変混み合います。先着順に入所を決定するわけではありませんので、受付期間中に窓口予約の上でお越しください。
※予約開始時刻までに窓口にお越しください（例：８時３０分～８時５０分の枠で予約している場合、８時３０分までにお越しください）。状況により、予約時間にお呼び出しできない場合があります。
※令和 7 年 10 月８日（水）～令和 7 年 11 月 7 日（金）（土・日・祝日を除く）の窓口予約は、令和 8 年４月入所の申込書類提出の方のみとさせていただきます。
上記期間に令和 8 年４月入所の申込書類提出以外の用件がある方は予約せずにお越しください。
※予約していなくても入所申込みは可能ですが、当日の受付順にお呼び出しするため、待ち時間が長くなる可能性があります。

注意　・保護者の代理人（祖父母等）が申請書を提出する場合は、委任状及び保護者（入所申込書の申請者欄に氏名を記載した方）本人と代理人の本人確認書類が必要となります。≪９ページ参照≫

６．電子申請について

●神奈川県と県内市町村等が共同で運営を行っている電子申請システム e-kanagawa で、保育所等入所申込等各種手続きをオンラインで申請できます。
電子申請にはｅ-kanagawa への登録及び署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードが必要です。

●令和８年度版（令和８年４月入所申込及び転園申込み）は、**令和７年１０月８日（水）から**各申込受付期間（３ページ参照、申込締切日は１７：００まで）に申請が可能となります。

【申請する際の注意点】

・**署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードの読取りと暗証番号の入力が完了しないと、電子申請ができません。**
署名用電子証明書の暗証番号は、マイナンバーカードを受け取る際に設定した数字と大文字アルファベットの両方を入れた６～１６桁の暗証番号です。

・「平塚市民の方で平塚市以外の保育所等を申し込む場合」及び「平塚市外にお住まいの方で平塚市内の保育所等を申し込む場合」電子申請はできません（１４～１６ページ参照）。

・申込日は、電子申請を行う日にちで登録してください（初期入力値から変更不要です）。

・保育が必要な事由を証明するための書類は、添付必須となります（求職活動を除く）。

・添付可能なファイルサイズの上限は合計で２０MB、対応形式は pdf / png / tif / gif / tiff / jpeg /jpg/excel/word です。

【電子申請サイト】

・下記電子申請サイトの該当箇所からアクセスしてください。
平塚市役所トップページ
届出等のデジタル支援　オンラインで申請・届出などができる手続一覧　保育課
https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keikaku/page81_00040.html
（右の二次元コードからアクセスできます）

【電子申請ができる手続】

（１）【令和８年度版】保育所（園）等入所申込み　※令和７年１０月８日（水）から
新規に認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（２号又は３号）を希望する。

（２）【令和８年度版】保育所（園）等転園申込み　※令和７年１０月８日（水）から
すでに２号又は３号で認可の保育所、認定こども園、小規模保育事業所に在園していて転園を希望する。

（３）支給認定の変更及び再交付申請【２号・３号】
世帯の状況や保育を必要とする事由等に変更がある。

（４）支給認定の申請【１号・新１号・新２号・新３号】
幼稚園や認定こども園の幼稚園部分及び預かり保育、認可外保育施設、保育所等の一時預かりを利用する方で無償化の認定を希望する。（２９～３０ページ参照）

（５）【令和 8 年度】保育所（園）等申込変更申請

希望園、兄弟姉妹で申請する際の条件、育児休業に伴う入所意思を変更する。
※マイナンバーカードは不要です。

（６）不足・不備書類の提出

保育所（園）等入所申込み、支給認定の変更及び再交付申請等に関する不足・不備書類を提出する。
※マイナンバーカードは不要です。

【申請の流れ】

e-kanagawa へアクセス　申請手続きの選択

●必要な手続きを選択してください。

利用者情報登録　ログイン

●氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を登録してください。

申請内容の入力

●必要項目の入力、証明書類のデータ添付をしてください。

マイナンバーカード読取り　署名用電子証明書暗証番号入力

●署名用電子証明書の読取りに対応した IC カードリーダライタ又はスマートフォンが必要です。

申請内容送信

●登録メールアドレス宛に整理番号とパスワードが届きます。

担当課で申請内容確認　受付

●受付完了後、メールにてお知らせします。受付状況については、e-kanagawa の「申込内容照会」から確認することができます。
●申込状況の変更等ある場合は、期日までに必要書類を窓口又は電子申請にてご提出ください。

【不足・不備書類がある方について】
●不足･不備の内容についてメールでご連絡します。必ずメール本文をお読みください。期日までに書類の再提出がない場合は、書類不備として利用調整します。不足・不備書類は、窓口又は電子申請でご提出ください。

結果連絡

●３ページ「結果連絡」と同様にご連絡します。

７．併願申請について

【令和８年４月申込みと令和７年１１月以降申込みの併願について】

下記の期間は、令和８年４月申込みと令和７年１１月以降の申込みを同時に行うことができます。希望される場合は、申請書類提出時に窓口でお伝えください。

なお、**併願する場合は「保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」のみ令和７年度分と令和８年度分で１部ずつご用意ください。**それ以外の申込書類については令和８年度版で１部用意ください。

電子申請で申し込む場合は一度の申請で併願ができません。それぞれの年度ごとに申請してください。

【併願期間一覧　※土・日曜日、祝日、令和７年１２月２９日（月）～令和８年１月２日（金）を除く】

申込受付期間	申込希望月
令和７年１０月８日（水） ～令和７年 10 月 15 日（水）	令和８年４月１次申込 ＋ 令和７年１１月申込 令和７年１２月申込 令和８年　１月申込 令和８年　２月申込 令和８年　３月申込
令和７年１０月１６日（木） ～令和７年１１月７日（金）	令和８年４月１次申込 ＋ 令和７年１２月申込 令和８年　１月申込 令和８年　２月申込 令和８年　３月申込
令和７年１１月１０日（月） ～令和７年１１月１４日（金）	令和８年４月２次申込 ＋ 令和７年１２月申込 令和８年　１月申込 令和８年　２月申込 令和８年　３月申込
令和７年１１月１７日（月） ～令和７年１２月１５日（月）	令和８年４月２次申込 ＋ 令和８年　１月申込 令和８年　２月申込 令和８年　３月申込
令和７年１２月１６日（火） ～令和８年１月１５日（木）	令和８年４月２次申込 ＋ 令和８年　２月申込 令和８年　３月申込
令和８年１月１６日（金） ～令和８年１月３０日（金）	令和８年４月２次申込 ＋ 令和８年　３月申込

８．市外からの申込み・市外への申込み

【平塚市民の方で平塚市外の保育所等を申し込む場合】

（１）申込みについて

・申込日時点で平塚市に住民票がある場合は、原則平塚市に書類を提出してください。平塚市から申込みを希望する区市町村に郵送しますので、希望する保育所等がある区市町村が設定する**締切日の１週間前まで**にご提出ください。郵送に時間がかかる場合がありますので、早めの提出にご協力ください。
ただし、申込みを希望する区市町村に対して直接申し込みが可能であることを事前に確認している場合は平塚市への書類等の提出及びご連絡は不要です。
・申込みに必要な書類や申込締切日、申込前に希望施設を見学する必要があるかどうかなどについて、申込みを希望する区市町村に必ずご確認ください。

●受付場所　平塚市役所保育課保育担当窓口（平塚市役所本館　１階　１０１番窓口）
●受付期間　希望する保育所等がある区市町村が設定する**締切日の１週間前まで**
●必要書類　下記のとおり

平塚市外への転出予定	必要書類
あり	転出先の区市町村が指定する申請書類一式 ※平塚市の様式で提出が必要な書類はありません
なし	① 保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 ② 保育所（園）等入所申込みの調査書 ③ 保育所等入所に関する確認書 ④ 保育が必要な事由を証明するための書類 ⑤ 個人番号（マイナンバー）の記載に係る本人確認書類（窓口でご提示ください） ⑥ 復職に関する申立書（育児休業からの復職の方） ⑦ 申込みを希望する区市町村が求める書類 ※①～⑥に関しては原則平塚市の様式でご用意ください。

（２）利用調整及び結果の送付について

・利用調整は申込希望の区市町村で行います。希望園の空き状況や調整の基準等は申込みを希望する区市町村に直接ご確認ください。
・結果については、原則平塚市保育課より通知しますが、結果確定時点で転出手続きが完了している場合は、転出先の区市町村より直接通知されます。

（３）平塚市から転出後の手続きについて

・住民異動の手続き後、転出先区市町村の保育所等入所関係担当課で再度お手続きが必要な場合があります。事前にご確認いただきご対応ください。
・本市の認可保育所等に在籍中の方で、本市転出後も転出先の区市町村の保育所等が決まるまで継続利用を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。保護者のいずれかが平塚市内で月に６０時間以上（休憩時間含む）就労又は就学していることが必要です。ただし、５歳児クラスの児童の場合は保護者の就労又は就学先問わず入所継続可能です。

【平塚市外にお住まいの方で平塚市内の保育所等を申し込む場合】

（1）申込みについて

・次のいずれかに該当する場合は平塚市内の保育所等への入所申込みが可能です。
①平塚市に転入予定がある
※保育所等へ入所が内定した月の前月末までに平塚市へ転入手続きが必要です。
②父母のいずれかが平塚市内で在勤・在学しているまたは在勤・在学予定
※月に 60 時間以上（休憩時間含む）就労又は就学していることが必要です。
③平塚市で里帰り出産する
※保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の期間のみ申込みが可能です。

・申込日時点で平塚市に住民票がない場合は、原則現在お住まいの区市町村の窓口へ申請書類一式をご提出ください。締切日までに平塚市に書類が届いている必要があります。何日前までに提出が必要か現在お住まいの区市町村担当課にご確認ください。
ただし、現在お住まいの自治体から直接申し込むよう指示があった場合は、平塚市保育課保育担当（TEL：0463-21-9612）までお問合せください。

転入予定あり	必要書類の「平塚市へ転入することを証明する書類」（賃貸契約書等）の引き渡し日（契約期間の始期）の翌月からの申込みが可能です。契約書の内容から引き渡し日に変更があった場合は、別途、変更後の日付がわかるものをご提出ください。
在勤・在学要件	平塚市内で月に60時間以上の就労又は就学を始める月から申込みが可能です。 就労証明書の就労先住所が平塚市になっていることを必ずご確認ください。
里帰り出産	出産予定月の前月から４か月間の申込みが可能です。

●受付場所　申込日時点でお住まいの区市町村の保育所入所申込窓口
●受付期間　平塚市が設定する申込受付期間（必着）（３ページ参照）
●必要書類　下記のとおり

平塚市内への転入予定	必要書類
あり	①保育所（園）等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 ②保育所（園）等入所申込の調査書 ③保育所等入所に関する確認書 ④保育が必要な事由を証明するための書類 ⑤転入に関する申立書 ⑥平塚市へ転入することを証明する書類（賃貸契約書等） ⑦課税証明書等区市町村民税のわかるもの（任意） ⑧復職に関する申立書（育児休業からの復職の方） ※⑥については、転入後の住所、契約者名、引き渡し日（契約期間）が記入されている必要があります。金額等は隠していただいて構いません。
なし	①お住まいの区市町村が指定する申請書類一式

※現在お住まいの区市町村で認可保育所等に在園している児童についても「転園申込書」ではなく上記書類でご準備ください。

（２）利用調整及び結果の送付について

・利用調整は平塚市で行います（調整基準については２５～２６ページ参照）。

・「父母のいずれかが平塚市内で在勤・在学しているまたは在勤・在学予定の方」及び「平塚市で里帰り出産する方」については、市内在住者（平塚市への転入予定者含む）及び平塚市内の認可保育所等で保育士・保育教諭として勤務（内定含む）している方の調整を終えた後に調整となります。

・新年度４月申込みにおいては、提出日にかかわらず「父母のいずれかが平塚市内で在勤・在学している又は在勤・在学予定の方」及び「平塚市で里帰り出産する方」は４月２次申込みからの調整となります。ただし、平塚市内の認可保育所等で保育士・保育教諭として勤務（内定含む）している方は、市民の方や転入予定の方と同様に４月１次調整の対象です。

・結果については、原則お住まいの区市町村へ回答し、お住まいの区市町村から保護者へ通知されます。

（３）平塚市転入後の手続きについて

・転入予定ありでの申込みの方が保育所等への入所が内定した場合は、内定した月の前月末までに、平塚市への住民異動の手続きが必要となります。平塚市役所市民課（平塚市役所本館１階　１０８番窓口）での住民異動の手続き後、必ず平塚市役所保育課保育担当窓口（平塚市役所本館１階　１０１番窓口）までお立ち寄りください。上記手続きが期日までに確認できない場合は、入所が取り消しとなる場合があります。

※医療証等手当の手続きとは異なりますのでご注意ください。

【よくある質問】

Ｑ１　申込書に記載する住所は転出前と転出後どちらを記載すればよいか。
Ａ１　転出前（現住所）でご記載ください。
Ｑ２　新居を建築中で番地等が決定していないが申込みはできるか。
Ａ２　番地が決まっていなくても申込みは可能です。転入に関する申立書内の転入先住所については決まっている箇所までご記入ください。
Ｑ３　申込締切日までに転入を証明する書類（賃貸契約書等）が間に合わないがどうしたらよいか。
Ａ３　申込締切日までに提出されない場合は、書類不備として減点した形での調整となります。
Ｑ４　転入予定があるが現在住んでいる区市町村の申込書類でも受け付けてもらえるか。
Ａ４　受付は可能ですが、「転入に関する申立書（平塚市様式）」及び「平塚市へ転入することを証明する書類」は現在お住まいの区市町村の書式と合わせて提出してください。 また、本市転入後に平塚市の書式で再度申込書類一式の提出が必要になります。

９．入所要件別の注意事項について

（１）「求職活動」要件で入所申込みする方

【保育所等に入所する前に就労先が内定又は就労を開始した場合】

・「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」を平塚市役所保育課へ提出してください。

・「就労が内定している」状況で「就労証明書」を提出した場合、入所月の翌月15日までに就労開始していただくとともに、就労開始後に再度就労開始日以降の日付で証明を受けた「就労証明書」を提出してください。

【保育所等に入所後、求職活動をする場合】

・求職活動要件の利用期間（最大）は３か月間になります。入所した月から数えて３か月の間に就労を開始し、「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。就労による入所要件を満たしていることが確認でき次第、４か月目以降も継続して利用できます。

・入所した月から数えて３か月の間に就労を開始できない場合、退所していただくことになります。

※就労により、保育標準時間が必要になる場合は、前月までに申請してください（月途中からの変更はできません）。

（２）「就労先が内定している」状況で入所申込みする方

【保育所等に入所する前に就労を開始した場合】

・就労開始日以降に就労先の証明を受けた「就労証明書」を提出してください。

【保育所等に入所後、就労を開始する場合】

・入所月の翌月１５日までに就労を開始してください。また、就労実績を確認するため就就労開始日以降に就労先の証明を受けた「就労証明書」を提出してください。

・保育所等の入所が内定したが、就労を開始する前に就労の内定が取り消しになった又は就労先の内定を辞退した場合（就労予定先で働かなくなった場合）、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同じ就労先・契約内容で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。

（３）「就労」要件で入所申込みする方

・就労先が変わった、就労時間や就労日数が増減したなど、就労証明書の内容に変更がある場合は、「就労証明書」を提出してください。

（４）「復職予定」で入所申込みする方

・保育所等に入所後、翌月１５日までに復職してください。また、復職後、入所翌月末までに実際の復職日が記入された「就労証明書」を提出してください。
・保育所等の入所が内定したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と**同じ就労先・契約内容**で就労を開始しない場合、退所となります。
・上の子が育児休業を理由に保育所等を利用している場合、下の子が１歳に達した翌日以降の保育所等の入所が内定したにもかかわらず、その内定を辞退した場合、上の子は退所となります。
・転職の予定がある場合、復職の要件で申し込むことができません。

（５）「妊娠・出産」要件で入所申込みする方

・妊娠・出産要件の利用期間は、出産予定月の１か月前から数えて４か月間になります。
※出産が予定月から遅れた場合、終期を出産月から数えて３か月後とします。
・申込中（入所保留中）に利用期間が終了した後も保育所等への入所を希望する場合は、改めて別の要件による申込みが必要になります。「教育・保育給付認定変更申請書」と「保育が必要な事由を証明するための書類」（６ページ参照）を提出してください。

１０．保育所等申込後から入所までの注意事項について

（１）希望園の追加・変更について

・申込書に記入した希望園の追加・変更、希望順の変更は、毎月の締切日まで受付します。
・変更を希望する場合は、各月締切日までに保育所（園）等申込変更申請書を窓口又は電子申請にてご提出ください。 電話での受付はできません。

（２）申込時と保育が必要な事由が変わった場合

・申込中（入所保留中）に、申込時点で提出した書類や「保育が必要な事由」に変更があった場合は、「保育が必要な事由を証明するための書類」（６ページ参照）を、毎月の締切日までに提出してください。
・締切日を過ぎて提出された書類は、次回以降の調整で有効となります。
※申請書は平塚市役所保育課にあります。また、市ウェブサイト（申込みに必要な書類）からダウンロードできます。

【就労先を辞めた(退職した)方】
・就労先を辞めた（退職した）場合は、すみやかに平塚市役所保育課へご連絡ください。
・保育所等の入所が内定したが復職せずに退職した、就労先の内定が取り消しになった又は就労先の内定を辞退した場合(就労予定先で働かなくなった場合)は、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同じ就労先・契約内容で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。

（３）住所、氏名及び家族構成が変更になった場合

・「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記載し、提出してください。
・再婚・祖父母との同居等で新しい保護者の方と同居することになった場合は、これらの方の「保育が必要な事由を証明するための書類」（６ページ参照）を提出してください。

（４）入所の必要がなくなった場合

・申込中（入所保留中）に、入所の必要がなくなった場合は、すみやかに平塚市役所保育課へご連絡ください。

（５）翌年度（４月以降）も保育所等の申込みを希望する場合

・入所申込の有効期間は同一年度内（４月～翌年３月）となります。
・翌年度（４月以降）については、改めて申込みが必要になります。

（６）収入がなかった方へ

・保育料等は、保護者（父母）の区市町村民税額の合計により算定します。
・収入がない方（主婦、無職、育児休業中等）であっても、原則市民税の申告が必要です。
・市民税が未確定の場合は、保育料等を最高階層（最高額）で請求することになります。
（保育料算定表は３５，３６ページ参照）

（７）内定を辞退した場合

・入所内定を辞退した場合、申込みは取下げとなり待機加点も解消されます。翌月以降も入所調整を希望する方は、改めて申込手続きが必要になります。なお、辞退した場合、保留通知書は発行されません。

１１．保育所等入所後の注意事項について

（1）慣らし保育

・子どもが、入所した保育所等に慣れるまでの間は、短い時間での保育となります。個人差はありますが、入所してからおおむね２週間～４週間位で１日保育となります。「慣らし保育」は不慣れな環境によるストレスから子どもを守る大切な時間ですので、ご承知おきください。

・転園した子ども（小規模保育事業所から連携園への異動を含む）も慣らし保育を行います。

（2）保育所等の入所期間

・保育所等へ入所できる期間は、就学前までです。ただし、入所の要件を継続して満たしていることが必要です。入所の要件（２ページ参照）を満たしていない場合、退所していただくことになります。

・２か月に１回以上登園がない場合も退所していただくことになります。

・求職活動要件で入所した方：入所した月から数えて３か月間

・出産を理由として入所した方：出産予定月の１か月前から数えて４か月間※

※出産が予定月から遅れた場合、終期を出産月から数えて３か月後とすることも可能ですので、ご相談ください。

（3）延長保育

・通常保育の時間外で保育所等を利用した場合、延長保育料が毎月の保育料等と別に発生します。（４３～４６ページ参照）　支払い方法は、入所している保育所等に確認してください。通常保育の時間については、２８、３７～４０ページに記載してあります。

（4）翌年度（４月以降）も保育所等の継続利用を希望する場合

・毎年１０～１１月頃に次の書類を提出してください。詳細は入所している保育所等よりお知らせします。「保育を必要とする事由を証明するための書類」（６ページ参照）、「継続入所申込書」（園より配付）

（5）就労先を退職し、改めて就労先を探す場合

・保育所等に入所後、就労先を退職した場合、すみやかに平塚市役所保育課にご連絡ください。あわせて、求職活動要件へ変更するために「教育・保育給付認定変更申請書」と退職日のわかる書類（退職証明書、離職票の写し等）を提出してください。

・求職活動要件の利用期間は退職した月の翌月から数えて３か月間です。この間に新しい就労先で就労を開始し、「就労証明書」（６ページ参照）と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

（６）住所、氏名及び家族構成が変更になった場合

・「教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記載し、提出してください。
・家族構成に変更があった際（再婚・離婚・祖父母との同居等）、保育料等を変更する場合があります。
その場合、「利用者負担額を決めるために必要な書類」（７～８ページ参照）を提出してください。
・再婚等で新しい保護者の方と同居することになった場合等は、その方の「保育が必要な事由を証明するための書類」（６ページ参照）を提出していただきます。

（７）退所

・平塚市外へ転出などで退所する場合、退所予定月の前月１０日までに必ず平塚市役所保育課又は入所している保育所等へ「退所届」を提出してください。なお、退所は原則、月末日となります。
・「退所届」の提出が遅れると翌月分の保育料等をお支払いいただくことがあります。

（８）転園希望

・３ページの申込受付期間中に「転園申込書」を平塚市役所保育課へ提出してください。
・「転園申込書」は平塚市役所保育課にあります。市ウェブサイト（申込みに必要な書類）からダウンロードもできます。
・転園が内定した場合、現在の施設は継続できません。辞退した場合は、退所となります。
・転園が決まった場合、現在の施設に1度退所届を提出してください。
・小規模保育事業所を卒園後に、連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、転園申込みとは異なり、新規入所申込みが必要となります。その場合、卒園後の連携施設への入所枠は確保されません。

（９）市外転出後、同じ保育所等への入所継続を希望する場合

・平塚市外へ転出した後も、同じ保育所等で入所を継続するためには、保護者のいずれかが平塚市内で月に６０時間以上（休憩時間含む）就労又は就学していることが必要です。ただし、５歳児クラスの児童の場合は保護者の就労又は就学先問わず入所継続が可能です。転出する際には、必ず平塚市役所保育課までご連絡ください。
・平塚市外へ転出後は、転出先の区市町村で改めて入所申込みが必要になります。

（１０）入所後に妊娠した場合

・出産予定日を確認後、母子健康手帳の写し〔保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ〕（※平塚市交付の母子手帳の場合１ページと４ページ）を提出してください。出産予定月の１か月前から数えて４か月間は、子どもの入所が継続できます。

・予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて３か月後とします。

（例）５月出産予定だったが６月に出産した→４月～８月まで入所継続が可能

・妊娠・出産要件期間終了後も継続して入所を希望する場合は、改めて入所の要件が必要になります。「保育が必要な事由を証明するための書類」（６ページ参照）と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

（１１）「育児休業」要件で継続利用する場合

・妊娠・出産要件期間終了後に育児休業要件で継続して入所を希望する場合は、育児休業期間が証明された「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。
育児休業要件の利用時は「保育短時間」の認定で、期間は次のとおりとなります。

【育児休業要件で継続利用できる期間について】

下の子が１歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。
下の子の保育所等入所申込みをしたが、入所できなかった場合には、下の子が最大２歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。
上の子が５歳児クラスに在籍している場合、育児休業中であれば卒園まで継続利用ができます。

注意

下の子が１歳に達した翌月以降の申込みを行い、保育所等の入所が内定したにもかかわらず、その内定を辞退した場合や申込みを取り下げた場合、上の子は退所となります。

注意

育児休業の要件から求職活動の要件に切り替えることはできません。

（例）令和7年（2025年）10月8日生まれ	令和8年（2026年）10月8日【１歳】	令和9年（2027年）4月8日【１歳半】	令和9年（2027年）10月8日【２歳】

（１２）荒天時の送り迎えについて

・台風・大雨等が想定される場合、子どもの安全を最優先とし、保育所等の開園が遅れることや速やかに保育所等へお迎えをお願いすることなどがあります。ご理解とご協力をお願いします。

１２. 入所保留であることの証明が必要な方

保育所の入所申込みについては、一度お申込みいただくと年度末まで有効ですが、「保育所（園）等入所（転園）保留通知書」は、初回入所申込月に入所保留となった場合のみ発行しています。 このため、それ以降の月時点で入所保留となっている事実を証明する書類が必要な場合は、別途、申請が必要となります。

（1）申請方法

●窓口申請 ： 平塚市役所保育課保育担当（平塚市役所本館　１階　１０１番窓口）
●郵送申請 ： 〒254-8686　平塚市浅間町９番１号　平塚市役所　保育課　保育担当
●電子申請 ： 平塚市役所トップページ＞届出等のデジタル支援＞オンラインで申請・届出などができる手続一覧＞保育課　保育所等入所関係証明書類交付申請

（右の二次元コードからアクセスできます⇒）

（2）受付期間

窓口、郵送又は電子申請ともに証明書が必要になる月の利用調整結果が出てからの受付となります。そのため、郵送又は電子申請の場合は毎月２５日以降に申請してください。
（例：令和８年８月分の保留証明書が必要な場合、７月２５日以降での受付となります）
お急ぎの場合は、前月２０日以降に電話にて結果の確認後、申請してください。
既に結果が出ているものであれば毎月２５日以前でも受付可能です。

（3）申込みに必要な書類

窓口及び郵送で申請する場合は、「保育所等入所関係証明書類交付申請書」をご提出ください。
市ウェブサイト（待機していることの証明が必要な方）から書類をダウンロードすることができます。

（右の二次元コードからアクセスできます⇒）

（4）受取方法

証明書の発行には、1週間程度かかります。証明書の準備ができ次第こちらからご連絡します。後日、本人確認書類をご持参のうえお越しください。
なお、申請日当日の発行はできませんので、時間に余裕をもって申請してください。
※令和8年4月より証明書の受け取りを郵送で希望する場合には、申請時に返信用封筒の提出が必要になります。

（5）注意事項

●保育所等の申込みを行い、利用調整結果で保留となっている場合のみ発行します。内定を辞退した場合や申込みをしていない場合は発行できません。
●入所申込みをされた最初の月以外で入所保留となっている証明書が必要な場合、必ずご自身で申請が必要です。
●育児休業延長等の手続きで待機していることの証明書が必要な場合、いつ時点の証明書が必要になるのかを必ず事前に勤務先等にご確認のうえ、申請してください。

★資料編

１．保育所等利用調整基準表（令和８年４月より適用）

【基本指数】

保護者（申込み）の状況			指数
就労	就労	月に１６０時間以上（市内の認可保育所等に保育教諭・保育士として内定している場合を含む）	８０
		月に１４０時間以上（市内の認可保育所等に保育教諭・保育士として内定している場合を含む）	７５
		月に１２０時間以上（市内の認可保育所等に保育教諭・保育士として内定している場合を含む）	７０
		月に１００時間以上	６５
		月に８０時間以上	６０
		月に６０時間以上	５５
	内定	月に１６０時間以上	５５
		月に１２０時間以上	５０
		月に６０時間以上	４５
就学	月に１６０時間以上		８０
	月に１４０時間以上		７５
	月に１２０時間以上		７０
	月に１００時間以上		６５
	月に８０時間以上		６０
	月に６０時間以上		５５
妊娠・出産	出産予定月の前月から４か月間		７５
疾病・障がい	診断書等	１か月以上の入院・常時臥床又は国指定難病	８０
		疾病などにより保育困難	６５
	手帳	身体障がい　１級・２級 知的障がい　Ａ１・Ａ２ 精神障がい　１級・２級	８０
		身体障がい　３級・４級 知的障がい　Ｂ１・Ｂ２ 精神障がい　３級	６５
		身体障がい　５級以下	４０
介護・看護	同居	常時介護・看護（月に１６０時間以上）	７０
		月に６０時間以上の介護・看護	６０
	別居	常時介護・看護（月に１６０時間以上）	６５
		月に６０時間以上の介護・看護	５５
求職活動	求職活動（起業準備を含む）		３５
転園	本市の認可保育所等に転園を希望する場合 （２・３号認定で認可保育所等に在園している場合）		６０
育児休業延長可能	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合		０
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたる場合		９０

【調整指数】

No	項目	指数
1	ひとり親家庭である	＋３０
2	生活保護法による被保護世帯である（就労による自立支援につながる場合等）【要受給証】	＋２０
3	虐待又はＤＶのおそれがあるなど、社会的養護が必要である【要証明書】	＋２０
4	申込児童本人が障がいを有する【要手帳】	＋１０
5	現在、産前産後休業又は育児休業を取得中の職場への復職である	＋２０
6	兄弟姉妹（多胎児を含む）がすでに認可の保育所等に入所している	＋２０
7	２人以上の兄弟姉妹の申込みである	＋１０
8	地域型保育事業、企業主導型保育事業の卒園児童である	＋１０
9	申込児童本人が認可外保育施設等を月に 60 時間以上有償で利用している【要証明書等】	＋２０
１０	市内の認可保育所等に勤める（内定を含む）保育教諭・保育士のこどもである（就労時間が月１２０時間以上）	＋５０
１１	市内の認可保育所等に勤める（内定を含む）保育教諭・保育士のこどもである（就労時間が月１２０時間未満）	＋２０
１２	３か月以上待機している	＋１０
１３	６か月以上待機している	＋２０
１４	９か月以上待機している	＋３０
１５	１２か月以上待機している	＋４０
１６	同居の祖父母に保育が必要な事由がない、又は保育が必要な事由を証明するための書類が未提出である	－３０

【利用調整方法】

・基準点数の高い順に調整します。

・入所を希望する児童ごとに第１希望保育所等、第２希望保育所等の順に調整を行います。

・基準点数が同点数の場合には、保育所等の希望順位が高い・基本指数が高い・入所保留期間が長い・保育料算定に用いる区市町村民税所得割額が低い順に判断し決定します。

・その他、児童福祉の観点から社会的擁護の必要性が認められる場合には、別途入所の調整を行います。

【計算方法】

【基本指数】　+　【調整指数】　＝　【基準点数】

※保護者の状況は、どれか一つが適用され、父母どちらかの低い方の基本指数が適用されます。
ただし、ダブルワーク等の場合は就労時間を合算し基本指数を決定します。

・調整指数は該当するものすべてを加算します。ただし、No.１２～No.１５については該当するもの１つのみを加算します。

・産前産後休業又は育児休業からの復職予定での申込みは、産前産後休業又は育児休業後の雇用契約時間で基本指数を決定します。

・No.９については育児休業中の方は対象外となります。

・転園希望については、No.６及び No.１２から No.１５の調整指数のみ加算対象とします。ただし、No.６については、先に入所している兄弟姉妹と同園のみを希望している場合に加算対象とします。

・育児休業延長可能で利用調整を行っている間については、調整指数を加算しません。ただし、No.12～No.15 の待機の期間としてのカウントは継続されます。

・保育が必要な事由を証明するための書類が未提出又は不備がある場合、また、本市に転入予定だが、平塚市へ転入することを証明する書類（賃貸契約書等）が不足している場合は、基本指数を求職活動とします。

【市外から申し込む方】

下記の事由で申込みをした場合は、市内在住者（転入予定者含む）の調整を終えた後の調整とします。

①父母のいずれかが平塚市に在勤・在学している（月に６０時間以上<休憩時間含む>）場合。

②本市で里帰り出産する場合

２．教育・保育給付認定申請について

平成２７年４月からはじまった「子ども・子育て支援新制度」から**「保育の必要性の認定制度」**が導入されました。

給付対象の施設や事業（保育所等）を利用することを希望する保護者の方は「子どものための教育・保育給付認定申請書」を提出し、**お住まいの区市町村が定める基準に従って、認定を受ける**必要があります。

（１）認定区分

支給認定区分	認定時の年齢	保育の必要性	利用できる施設
１号認定 （教育標準時間）	３～５歳	なし	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
２号認定 （保育標準時間／保育短時間）	３～５歳	あり	認可保育所、企業主導型保育所、 認定こども園（保育所部分）
３号認定 （保育標準時間／保育短時間）	０～２歳	あり	認可保育所、企業主導型保育所、 認定こども園（保育所部分）、 地域型保育（小規模保育等）

（２）保育の必要量に応じた区分

２号認定又は３号認定を受ける方は保育の必要量により、さらに、**「保育標準時間」**と**「保育短時間」**の利用区分に区分されます。

※**保育時間（利用時間帯）は、施設ごとに設定された時間内でのご利用になります。**
設定された時間を前後にずらすことはできません（３７～４０ページ参照）。

利用区分	利用案内・注意事項
保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大 11 時間。 ※保育標準時間の対象となる保護者の就労時間の下限は、 1 か月間で 120 時間（休憩時間含む）です。
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大８時間。 ※保育短時間利用の対象となる保護者の就労時間の下限は、 1 か月間で 60 時間（休憩時間含む）です。

※　保育を必要とする事由が「求職活動」、「育児休業の継続利用」の場合には、一律**「保育短時間」**の認定になります。

※　１２０時間未満でも、利用時間が常態的に、施設の設定する保育短時間の利用時間帯を超える場合には、就労証明書等の書類の提出により、就労時間帯や契約内容等から必要性を総合的に判断されれば、保育標準時間の認定を受けることも可能です。

※　**利用区分は月単位の変更となります。月途中での変更や過去にさかのぼっての変更はできません。**

（３）保育時間の利用イメージ（２号認定・３号認定）

利用可能時間は、それぞれの保育所等が開所している時間内の範囲となります。

保育の必要性の認定で示された時間（保育標準時間・保育短時間）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です。実際の利用時間は、ご家庭の状況等に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえで決定します。

実際の開所時間、通常保育時間、延長保育の時間は各園により設定が異なりますのでご注意ください。（詳細は３７～４０ページ参照）。

標準時間認定の場合（例：開所時間 7:00-20:00、保育標準時間 7:00-18:00 の設定施設）

①利用希望時間が
7:00～18:00 (11 時間)の場合、
認定時間内で利用可能。

②利用希望時間が
10:00～19:00（9 時間）の場合、
認定時間＋延長保育で利用。
別途、延長保育料が必要となります。

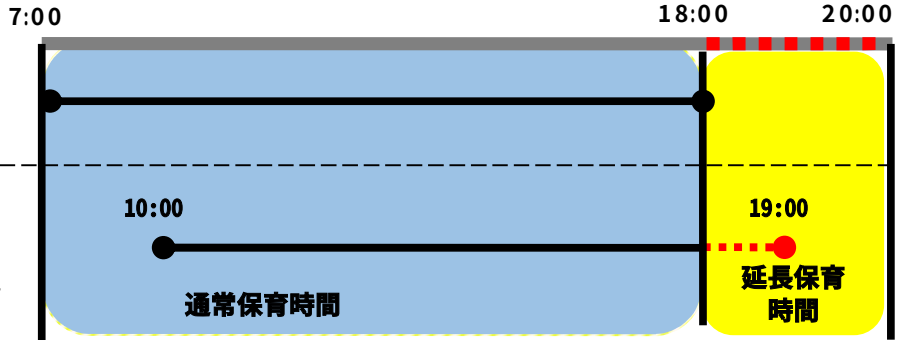

短時間認定の場合（例：開所時間 7:00-20:00、保育短時間 8:00-16:00 の設定施設）

①利用希望時間が
8:00～16:00 (8 時間)の場合、
認定時間内で利用可能。

②利用希望時間が
10:00～17:00(7 時間)の場合、
認定時間＋延長保育で利用。
別途、延長保育料が必要となります。

③利用希望時間が
7:00～15:00(8 時間)の場合、
認定時間＋延長保育で利用。
別途、延長保育料が必要となります。

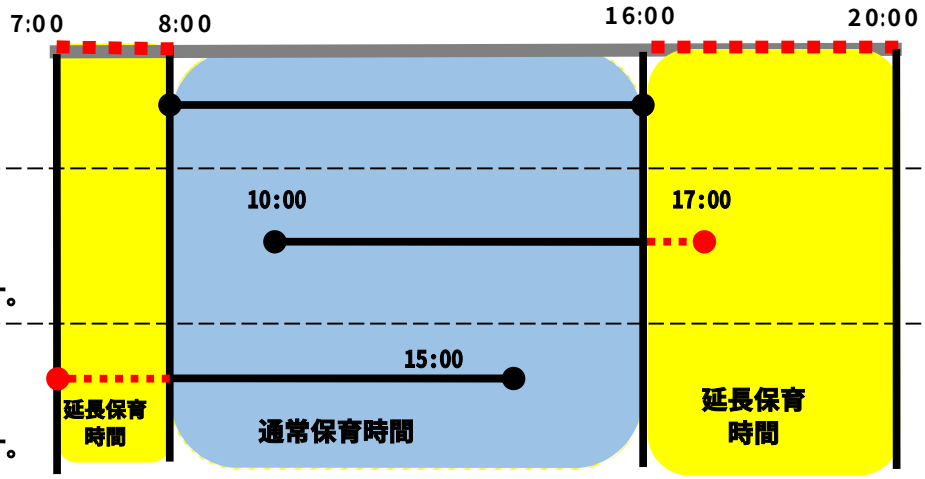

保育を必要とする事由が「求職活動」、「育児休業の継続利用」の場合には、標準時間はご利用できません。

※ 延長保育については、幼児教育・保育の無償化の対象外（有料）となります。

※ 保育所等への入所が内定した場合には、認定時間の確認を必ず行ってください。

※ その他保育を必要とする理由が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」と「保育が必要な事由を証明するための書類」（６ページ参照）をご提出ください。

３．幼児教育・保育の無償化について

「幼児教育・保育の無償化制度」では、事前申請することにより、申請後の施設利用部分が無償化の対象となることを定めています。ただし、申請前に施設を利用した期間は無償化の対象とならず、自己負担となりますのでご注意ください。

（１）各施設の無償化範囲

対象施設 ＼ 対象年齢	施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		私学助成幼稚園等		認可外保育施設・一時預かり事業等 ※２
	教育	預かり保育	教育	預かり保育	
３～５歳児クラス	１号認定 ○	新２号認定 (☆)○※１ (上限 11,300 円)	新１号認定 ○ (上限 25,700 円)	新２号認定 (☆)○※１ (上限 11,300 円)	新２号認定 (☆)○ (上限 37,000 円)
満３歳児 (３歳になった日から最初の３月３１日までにある子ども)	１号認定 ○	✖	新１号認定 ○ (上限 25,700 円)	✖	
市民税非課税世帯の満３歳児 (３歳になった日から最初の３月３１日までにある子ども)	１号認定 ○	新３号認定 (☆)○※１ (上限 16,300 円)	新１号認定 ○ (上限 25,700 円)	新３号認定 (☆)○※１ (上限 16,300 円)	
市民税非課税世帯の０～２歳児クラス					新３号認定 (☆)○ (上限 42,000 円)

○対象　✖対象外　（☆）保育の必要性の認定が必要

※１ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用に加え、月内の預かり保育利用日数に 450 円乗じた額と、園ごとに設定された預かり保育の利用料を比較し、小さい方の額に対し新２号認定は月額 11,300 円、新３号認定は 16,300 円まで無償化となります。

※２ 企業主導型の認可外保育施設の利用、または保育所等の延長保育の利用は無償化の対象外となります。

（２）認定申請方法と対象施設について

○認定申請について

①無償化を希望する全ての方が、事前に新たに保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。

②申請する場合は、「子どものための教育・保育給付支給認定（変更）申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書」と「保育が必要な事由を証明するための書類」（６ページ参照）を提出してください。

③提出していただいた書類を平塚市で確認後、保護者宛に次の通知書を送付します。

- 無償化の対象となる児童・・・・・・施設等利用給付認定通知書を送付します。
- 無償化の対象とならない児童・・・・施設等利用給付認定申請却下通知書を送付します。

※教育・保育給付認定申請手続き及び施設等利用給付認定手続きは、幼稚園、保育所等への入所申込みを兼ねておりません。幼稚園、保育所等への入園（所）を希望する場合は、別途、入園（所）申込みの手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

※１号及び新１号の認定を受けている上の子がおり、その後、下の子が２号及び３号で入所した場合であっても、上の子の預かり保育に係る無償化を希望する場合は、改めて申請が必要です。

○対象施設について

無償化制度対象者の認定を受けた世帯は、民間認可保育所・認定こども園・幼稚園が実施する一時預かり事業、認可外保育施設、病児・病後児保育事業（市内では病後児保育施設「なでしこ」、病児保育施設「麦・もんもん」「ここいこすまいるるーむ」のみ）、平塚市ファミリー・サポート・センター等の施設も無償化の対象となります（一部対象外施設あり）。

※一時預かりや開放保育等の保育サービス実施施設については、利用案内４２～４６ページを参照ください。

※複数の施設を利用した場合であっても、１人の子どもに対する無償化の上限額は変更ありません。

利用対象施設については市ウェブサイトをご覧ください。
（右の二次元コードからアクセスできます。）

（３）保育の必要性の認定について

保護者それぞれが、次の要件のいずれかに該当する必要があります。

就労	居宅外・居宅内で就労をしている場合（月に６０時間以上〈休憩時間含む〉）
妊娠・出産	出産前後の場合（認定期間は出産予定月の１か月前から数えて４か月間）※1
疾病・障がい	ご家庭での保育が困難な病気、けが又は障がいが保護者にある場合
介護・看護	親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護している場合（月に６０時間以上）
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
求職活動	継続して活動（起業準備を含む）している場合（認定期間は認定開始月を含んだ３か月間）※2
就学	職業訓練校等における職業訓練を含む（月に６０時間以上〈休憩時間含む〉）
その他	市長が認める場合

※1 予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて３か月後までとします。

※2 ３か月以内に就労を開始し、就労証明書を平塚市保育課へ提出した場合、４か月目以降も継続して認定を受けることができます。なお、求職活動による認定を連続して受けることはできません。

（４）保育が必要な事由を証明するための書類

保育が必要な事由を証明するための書類については利用案内の６ページ「★保育が必要な事由を証明するための書類」を参照ください。

※無償化の適用は、原則として申請書が平塚市に提出された翌月１日からの認定開始となります。
※保育が必要な事由を証明するための書類の提出がない場合は認定ができません。

４．毎月の保育料等の負担の有無

令和元年 10 月 1 日から保育料無償化制度が開始されました。保育所・認定こども園（保育部分）は３～５歳児クラスのお子さんを対象に、幼稚園・認定こども園（教育部分）はすべてのお子さんを対象に保育料が無償化となります。
これに伴い、従来、3～５歳児クラスのお子さんの保育料に含まれていた副食材料費（おかず・おやつ代）については、実費徴収することとなりました。

（１）保育料等の負担の有無は、保護者（父母）の区市町村民税額の合計により算定します。
令和７年９月～令和８年８月分までの保育料等は令和７年度区市町村民税額、令和８年９月～令和９年８月分までの保育料等については令和８年度の区市町村民税額をもとに算定されます。

（２）利用者負担額を算定する際の「区市町村民税額」には、税額控除（調整控除は除く）の適用はありません。
（例）配当控除・外国税額控除・寄付金控除・住宅借入金等特別控除等は適用されません。
※令和6年度税制改正による定額減税については控除対象となります。

（３）祖父母と同居している世帯で、父母それぞれの区市町村民税が非課税の場合かつ、保護者（父母）の所得（収入から経費を差し引いた額）の総額が年間３５万円以下の場合は、祖父母のうち、区市町村民税額の高い方を加えて保育料の算定及び副食材料費の負担の有無を判定します。

（４）該当年度の４月１日時点の子どもの年齢により保育料等を算定します。
年度の途中で年齢が変わっても、その年度内の保育料等は変わりません。

（５）保育料等は月額で決定しており、登園がない場合でも保育料等は変わりません。また、保育料決定通知は入所月の中旬～下旬に送付いたします。

（６）保育料等の納付には、口座振替を推奨しています。引き落とし口座の登録にご協力ください。なお、上の子が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。また、口座引落日は月末日となっていて、月末日が土日祝の場合は、翌営業日となります。

（７）保育料等を滞納した場合、法律に基づき、滞納処分を実施することがあります。

（８）副食材料費の金額は施設により異なります。詳細は３７～４０ページをご確認ください。

保育料等の算定方法

０～２歳児クラスの保育所･認定こども園（保育部分）利用の子ども

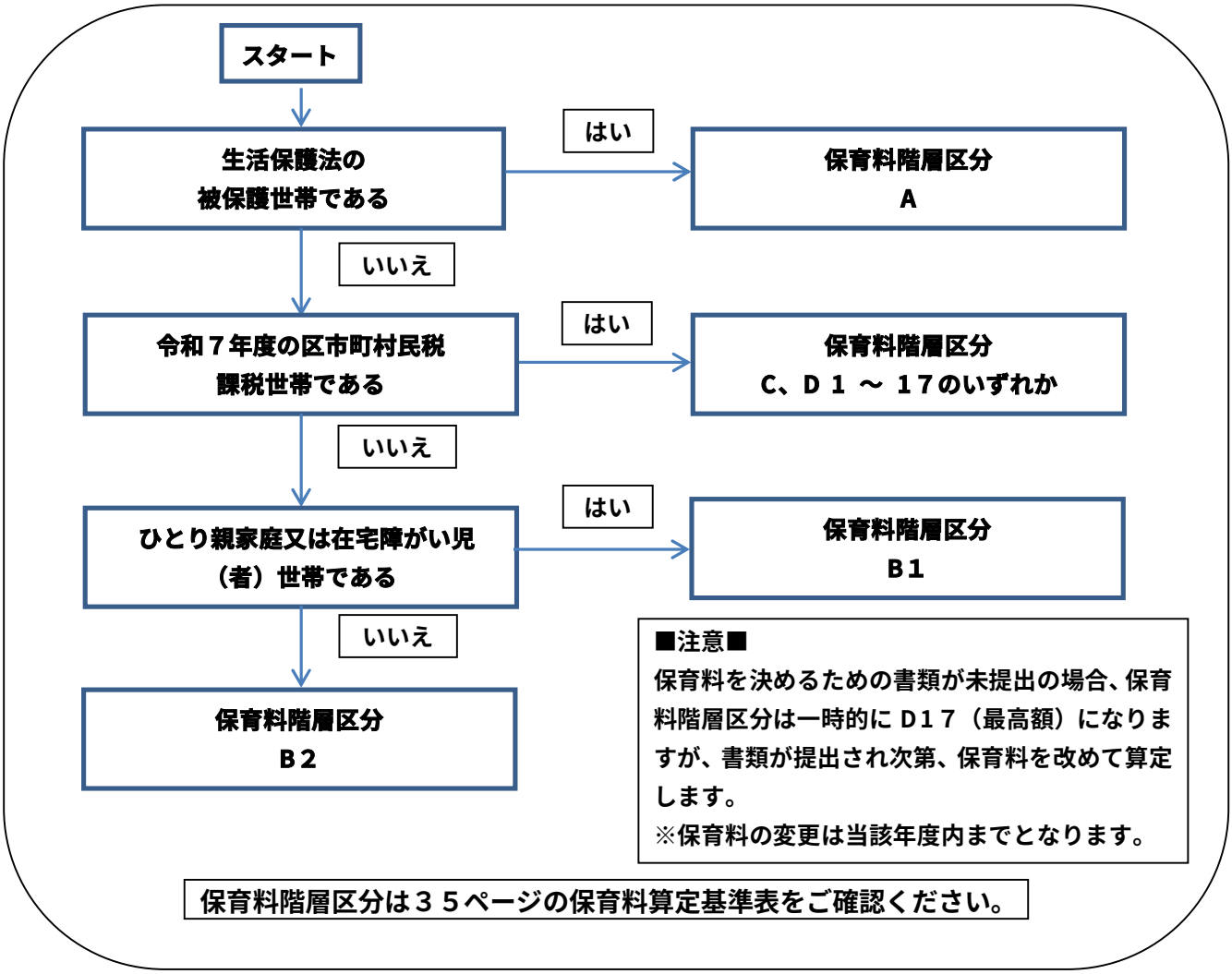

■注意■
保育料を決めるための書類が未提出の場合、保育料階層区分は一時的にＤ１７（最高額）になりますが、書類が提出され次第、保育料を改めて算定します。
※保育料の変更は当該年度内までとなります。

保育料階層区分は３５ページの保育料算定基準表をご確認ください。

副食材料費の負担の有無の判定方法

３～５歳児クラスの保育所･認定こども園（保育部分）利用の子ども

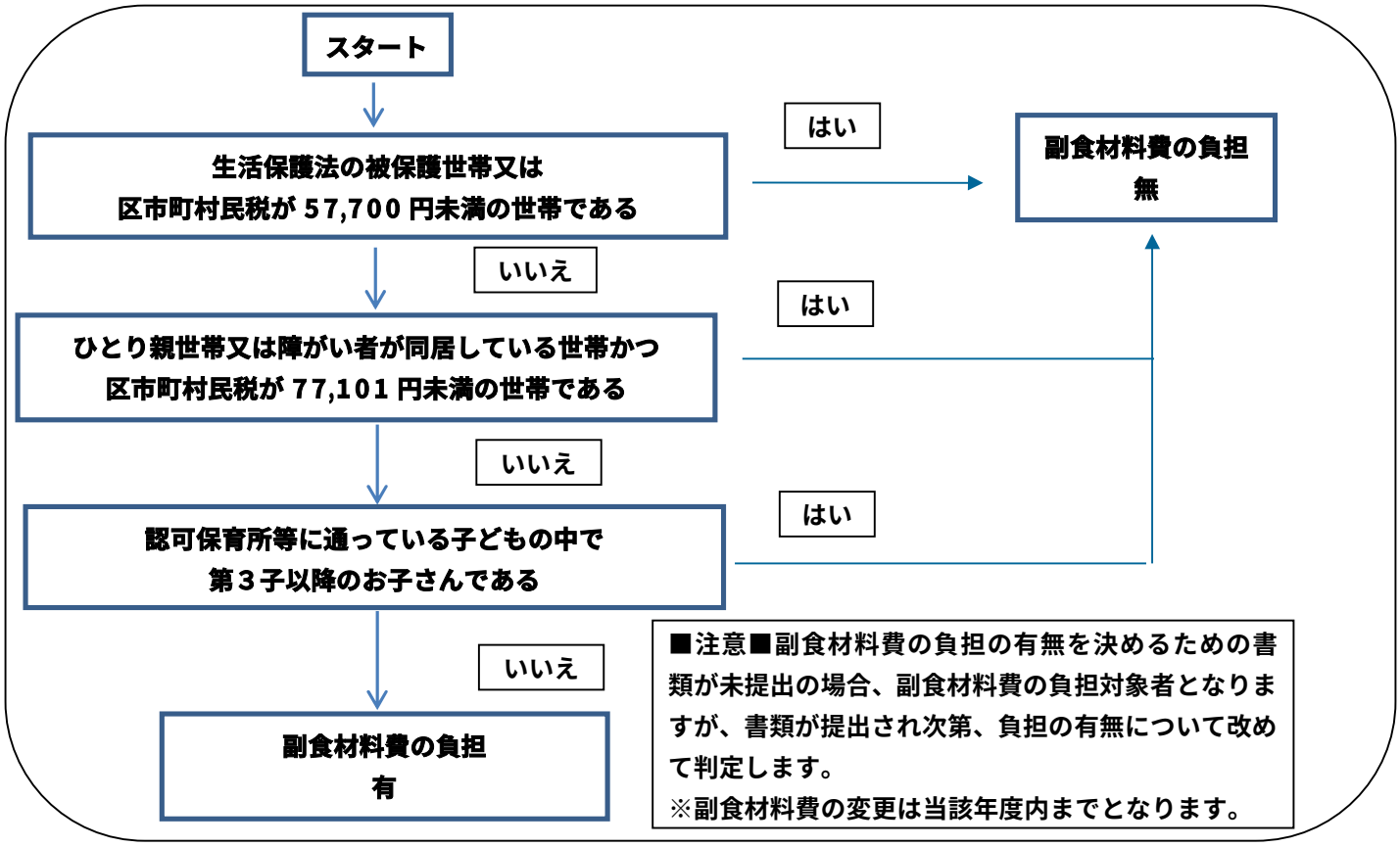

新制度幼稚園･認定こども園（教育部分）利用の子ども

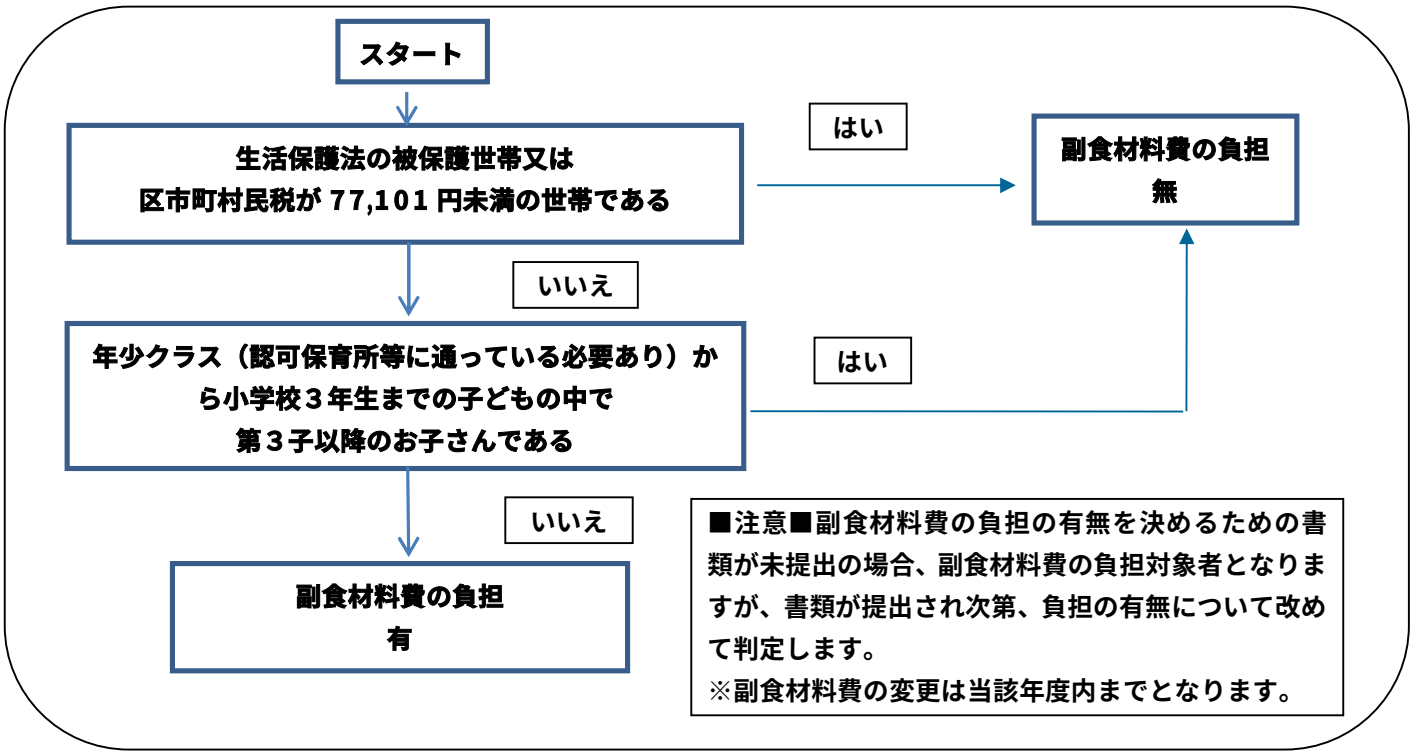

区市町村民税額の見方について

住民税（市民税・県民税）を納税通知書で納めている方…「神奈川県平塚市　市民税・県民税　納税通知書（事業を営んでいる方など）

令和7年度　市民税・県民税課税明細書②

市民税	算出所得割	60000
	調整控除	1500
	税額控除	
	住宅借入 注）1	2000
	寄付金税額控除	
	配当・株 注）2	
	所得割	56500
	均等割	3500

徴収月		仮特別徴収税額（円）
令和4年	4月	
令和4年	5月	
令和4年	6月	

徴収月		仮特別徴収税額（円）
令和5年	4月	
令和5年	5月	
令和5年	6月	

算出所得割（市民税）－調整控除（市民税）
＝算定基準になる市民税額　　となります。

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】

「市民税・県民税　納税通知書」３枚目に記載されている市民税算出税額を確認して下さい。

算出所得割（市民税）－調整控除（市民税）

＝算定基準になる市民税額となります。

※　通知書の様式は送付時期や市区町村ごとに異なります。

※　県民税額は算定基準には含まれません。

※　定額減税（個人住民税減額控除済額）のうち、案分される市民分のみ控除対象となります。

住民税（市民税・県民税）を給与天引きで納めている方…「市民税・県民税　特別徴収税額決定通知書（主に給与所得者の方）

令和　7 年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	586802
	給与所得	4151200
	その他の所得計	0
主たる給与以外の合算所得区分	営業等	
	農業	
	不動	
	利子	
	配当	
	給与	
	雑	
総所得金額①		4151200

所得控除	雑損		0	障・寡・動
	医療費		0	配偶者
	社会保険料	732457		配偶者特別
	小規模企業共済		0	不要
	生命保険料		0	基礎
	地震保険料		0	所得控除合計②

課税標準	総所得③	3088000
	山林所得	0
	分離短期譲渡	0
	分離長期譲渡	0
	株式等の譲渡	0
	上場株式等の配当等	0

市民税	税額控除前所得割額①	185280
	税額控除額⑤	1500
	所得割額⑥	183700
	均等割	3500
		124292
		1000

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】

毎年 6 月頃に勤務先から配布される「市民税・県民税　特別徴収税額通知書」表面に記載されている市民税額を確認して下さい。

税額控除前所得割額

－調整控除額（税額控除額の一部：例 1,500 円）【注】

＝算定基準になる市民税額　　となります。

[注] 税額控除額に含まれる調整控除額の算出方法は、

通知書裏面「◎税額控除（調整控除）」をご確認ください。

※　通知書の様式は配布時期や市区町村ごとに異なります。

※　県民税額は算定基準には含まれません。

※　住宅ローン控除や寄附控除（ふるさと納税）などは控除対象にはなりません。ただし、定額減税（個人住民税減額控除済額）のうち、案分される市民税分のみ控除対象となります。

令和8年度保育料算定基準表
(保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所等)

（単位：円）

階層区分		世帯区分			３歳未満児（4月１日時点）				３歳以上児（４月１日時点）			
					基本額		第２子（基本額の半額）		基本額		副食材料費の負担	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	第１子・第2子	第3子以降
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0	0	0	0	0	無	無
B	1	区市町村民税非課税世帯	区市町村民税非課税世帯	母子・父子 在宅障がい児（者）等	0	0	0	0	0	0	無	無
	2			上記を除く	0	0	0	0	0	0	無	無
C			区市町村民税均等割課税世帯		7,200	7,000	3,600	3,500	0	0	無	無
			(母子・父子・在宅障がい児（者）等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
D	1	区市町村民税所得割課税世帯	所得割の額が 48,600円未満		10,400	10,200	5,200	5,100	0	0	無	無
			((母子・父子・在宅障がい児（者）等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	2		48,600円以上 57,700円未満		13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	無	無
			((母子・父子・在宅障がい児（者）等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
			57,700円以上 60,000円未満		13,400	13,100	6,700	6,550	0	0	有	無
			((母子・父子・在宅障がい児（者）等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	3		60,000円以上 70,000円未満		17,000	16,700	8,500	8,350	0	0	有	無
			((母子・父子・在宅障がい児（者）等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	4		70,000円以上 77,000円未満		21,200	20,800	10,600	10,400	0	0	有	無
			((母子・父子・在宅障がい児（者）等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
	5		77,000円以上 77,101円未満		25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無
			((母子・父子・在宅障がい児（者）等)		(2,600)	(2,500)	(0)	(0)	0	0	無	無
			77,101円以上 97,000円未満		25,600	25,100	12,800	12,550	0	0	有	無
	6		97,000円以上 130,000円未満		29,600	29,000	14,800	14,500	0	0	有	無
	7		130,000円以上 150,000円未満		34,600	34,000	17,300	17,000	0	0	有	無
	8		150,000円以上 169,000円未満		39,400	38,700	19,700	19,350	0	0	有	無
	9		169,000円以上 211,000円未満		44,000	43,200	22,000	21,600	0	0	有	無
	10		211,000円以上 260,000円未満		49,000	48,100	24,500	24,050	0	0	有	無
	11		260,000円以上 301,000円未満		53,800	52,800	26,900	26,400	0	0	有	無
	12		301,000円以上 360,000円未満		55,000	54,000	27,500	27,000	0	0	有	無
	13		360,000円以上 397,000円未満		56,200	55,200	28,100	27,600	0	0	有	無
	14		397,000円以上 425,000円未満		57,600	56,600	28,800	28,300	0	0	有	無
	15		425,000円以上 450,000円未満		59,600	58,500	29,800	29,250	0	0	有	無
	16		450,000円以上 475,000円未満		61,800	60,700	30,900	30,350	0	0	有	無
	17		475,000円以上		64,000	62,900	32,000	31,450	0	0	有	無

備考

１． 原則、保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所等の在籍期間中にご負担いただく保育料は上記の月額の保育料となります。

２． 【３歳未満児クラス】
Ｄ２（区市町村民税所得割合算額５７，７００円以上に限る）～Ｄ１７に該当する世帯においては、同一世帯から就学前児童が、認可保育所の他に幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、その児童も算定対象人数に含め、2人目以降の児童の保育料を軽減します。
Ｂ２～Ｄ２（区市町村民税所得割合算額５７，７００円未満に限る）に該当する世帯においては、保護者と生計を一にする子を算定　対象人数に含め、２人目以降の児童の保育料を軽減します（別世帯の子や、同世帯であっても、子以外の続柄を監護している場合には別途、申請が必要です。7ページ参照）。
順位は、年齢の高い子から数え、1人目は基本額、2人目は第2子の保育料、3人目以降は無料となります。

３． 【３歳未満児クラス】
平成29年度から階層区分がＣ（区市町村民税所得割非課税世帯かつ区市町村民税均等割非課税世帯）～Ｄ５の一部（区市町村民税所得割合算額77,101円未満）に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい者（児）が同居している世帯等については保育料の負担を軽減する措置が始まりました。

４． 【３歳以上児クラス】
令和元年１０月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費（おかず・おやつ代）については、一部の世帯を除いて実費徴収となりました。金額については施設ごとに設定されているため、３７～４０ページにてご確認ください。

5． その他諸経費（３歳以上児の主食代、父母会費、遠足代等）がかかる場合があります。

6． 利用者負担額は毎年見直しております。

7． 保育料は、年度当初（4月1日時点）での年齢で決定するため、年度途中に誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。

8． 利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、最高階層（Ｄ１７）となります。

この保育料は「子ども・子育て支援新制度」による運営へ移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園部分をご利用する際の保育料です。

令和８年度保育料算定基準表

（単位：円）

Ｎｏ				３歳以上児（1号認定）	
				教育標準時間	
				基本額	副食材料費の負担
1	区市町村民税所得割課税額	所得割の額が	77,100円以下	0	無
2		所得割の額が	77,101円以上	0	**有※**

※第３子以降は副食材料費の負担無

備考

1．　令和元年１０月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費（おかず・おやつ代）については、一部の世帯を除いて実費徴収することとなりました。金額については施設ごとに設定されているため、別紙「平塚市私立幼稚園子育てサービス一覧表」をご確認ください。

2．　Ｎｏ２に該当する世帯において、年少から小学校３年までの範囲内に子どもが３人以上いる場合、最年長の子どもを第１子、その下の子以降を第２子、第３子とカウントします。この場合、第３子以降については副食材料費を免除します。
　なお、就学前の子どもは幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設短期治療施設通所部、企業主導型保育施設を利用または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることが必要です。

3．　上記利用者負担額（副食材料費）の他に、特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）・実費負担（教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費）が幼稚園・認定こども園ごとにかかる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。

4．　利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、副食材料費の負担対象となります。

5. 保 育 所・認定こども園 等 一 覧 表
（令和7年9月1日時点）

★認定こども園の幼稚園部分については各園にお問い合わせください。

区分	地区	番号	施設名	所在地	定員	電話 ※1	給食費（主食、副食含む）	駐車場 ※2	【保育短時間】 ≪開所時間≫ ※3	［保育標準時間］ 〈土曜日開所時間〉	保育年齢
私立 保育所・認定こども園	a 神田 岡崎 城島	1	横内保育園	横内3824	90	55-2188	6000円／月額	4台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		2	ゆうかり保育園	岡崎449	120	58-7220	6000円／月額	１０台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		3	認定美里・柿の実こども園(注1)	下島824	80	55-3830 54-6678	7500円／月額 ※8200円／月額 ※令和8年4月から変更予定	１００台	【8:30-16:30】 ≪7:30-19:00≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	6か月から
		4	認定こども園 大神美里幼稚園(注1)	大神5-12-1	20	54-3288	7800円／月額 ※8200円／月額 ※令和8年4月から変更予定	２０台	【8:30-16:30】 ≪7:30-18:30≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	満３歳から
		5	認定こども園 神田幼稚園(注1)	大神１-１-18	18	55-0841	350円／日額	５０台	【8:00-16:00】 ≪7:30-18:30≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	３歳児クラスから
	b 大野 豊田	6	八幡保育園	四之宮2-10-10	140	21-0084	5500円／月額 ※6000円／月額 ※令和8年4月から変更予定	１０台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		7	愛･八幡保育園	四之宮2-14-3	60	20-2080	5500円／月額 ※6000円／月額 ※令和8年4月から変更予定	７台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		8	中原保育園	南豊田301-1	120	32-8600	6500円／月額	１５台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		9	みどり保育所	四之宮1-8-92	195	35-0015	7000円／月額	２０台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		10	みどり保育所 分園ピッコロ	西八幡３-8-1	45	20-4177	保育料に含まれる	７台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から 2歳児クラスまで
		11	真土すばる保育園	西真土3-22-39	130	53-4141	6000円／月額	１２台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		12	湘南きらら保育園	西真土１-2-16	80	35-0030	6000円／月額	１５台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		13	認定こども園 大野幼稚園(注1)	東八幡1-16-39	40	21-7302	390円／日額	無し	【8:30-16:30】 ≪7:30-18:30≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	１歳児クラスから
		14	認定こども園 東中原幼稚園(注1)	東中原2-23-3	25	33-4849	新園のため未定 ※情報が公開され次第掲載予定	21台	新園のため未定 ※情報が公開され次第掲載予定		１歳児クラスから
	c 金田 金目	15	金目保育園	北金目2-9-24	150	58-1882	6500円／月額	１９台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		16	金目おむすび保育園	北金目2-25-8	50	73-7555	6500円／月額	9台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	6か月から
		17	サンキッズ金田ほいくえん	寺田縄1058-1	130	59-9525	6200円／月額	１８台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		18	認定こども園 さなだ幼稚園(注1)	真田4-10-15	20	58-0001	345円／日額	７台	【8:30-16:30】 ≪7:30-18:30≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	３歳児クラスから
		19	つくし幼稚園(注１)	飯島６	30	58-7111	9500円／月額	200台	【8:30-16:30】 ≪7:30-18:30≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	３歳児クラスから
	d 旭 土沢	20	あさひ保育園	河内310 (注4) 河内1-6-19	131	32-2137	6500円／月額	11台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		21	大町保育園	根坂間737-2	90	58-6662	6500円／月額	７台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		22	いずみ保育園	万田2-12-22	140	31-3421	5700円／月額 ※6000円／月額 ※令和8年4月から変更予定	１２台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		23	高村保育園	高村209	135	34-2526	6000円／月額	9台	【8:30-16:30】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		24	湘南みらい保育園	徳延655-1 (注4) 徳延1-10-8	150	37-1711	6000円／月額	１２台	【8:00-16:00】 ≪7:00-19:00≫	［7:00-18:00］ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		25	平塚めぐみこども園(注1)	纏100-2 (注4)纏2-5-1	15	32-3422	310円／日額	１５～２０台	【8:30-16:30】 ≪7:30-18:30≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	３歳児クラスから
		26	清水学園付属幼稚園(注1)	根坂間645	50	58-8080	338円／日額	３０～４０台	【8:30-16:30】 ≪7:30-18:30≫	［7:30-18:30］ 〈7:30-18:30〉	満３歳から

※1 平塚市外局番：０４６３

※2 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※3 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

(注１) 認定こども園は入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。

(注２) 生後５７日以降の翌月初日から入所希望可能となります。

(注３) 申込児童の保護者の就労時間（通勤時間含む）が、常時１９時を過ぎることが入所要件です。ただし、特別な事情がある場合この限りではありません。

(注４) 住居表示実施により１０月１４日から下段に記載されている住所表記に変更となります。

※ 各保育所等により申請や届出がされ、記載内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

区分	地区	番号	施設名	所在地	定員	電話※1	給食費（主食、副食含む）	駐車場※2	【保育短時間】［保育標準時間］※3 ≪開所時間≫ 〈土曜日開所時間〉	保育年齢
私立 保育所・認定こども園	e 平塚（北）	27	平塚保育園	宮の前4-13	135	22-7771	6000円／月額	無し	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		28	柳町保育園	平塚4-20-1	110	31-0880	6000円／月額	無し	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		29	明石町保育園	明石町15-16	90	21-0789	6000円／月額	無し	【9:00-17:00】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		30	しらゆり保育園	立野町31-24	60	32-0821	5700円／月額 ※6000円／月額 ※令和8年4月から変更予定	無し	【8:00-16:00】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		31	富士見保育園	平塚5-22-50	120	33-3411	5700円／月額 ※6000円／月額 ※令和8年4月から変更予定	１０台	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		32	湘南平塚 あゆみ保育園	宮の前8-31	58	24-3751	7000円／月額	無し	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-18:30≫ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		33	くまのこ保育園	錦町9-15	50	75-9631	6000円／月額	無し	【9:00-17:00】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-19:00〉	6か月から
		34	サン･キッズ湘南	中堂8-10	110	25-1019	6200円／月額	１０台	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-20:00≫ 〈7:00-20:00〉	2か月から
		35	認定こども園 道和幼稚園(注1)	豊原町26-24	18	31-0595	7500円／月額	１５台	【8:30-16:30】［7:30-18:30］ ≪7:30-18:30≫ 〈7:30-18:30〉	３歳児クラスから
		36	まなびの森保育園平塚	宮の前11-9	60	86-6959	5500円／月額	3台	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-20:00≫ 〈7:00-20:00〉	生後57日後（注2）から
		37	認定こども園 なでしこ幼稚園(注1)	平塚1-6-12	60	31-2471	新園のため未定 ※情報が公開され次第掲載予定	2台	新園のため未定 ※情報が公開され次第掲載予定	1歳児クラスから
	f 平塚（南）	38	もんもん保育園	松風町23-54	70	20-8221	7000円／月額	4台	【8:00-16:00】［7:00-18:00］ ≪7:00-20:00≫ 〈7:00-20:00〉	2か月から
		39	苗･もんもん保育園	代官町19-27	20	21-9117	夜要件（注３） 9000円／月額	8台	夜要件 【11:00-19:00】［11:00-22:00］ ≪7:00-22:00≫ 〈7:00-22:00〉	2か月から
		40	花・もんもん保育園	代官町19-27	120	20-5887	7000円／月額	8台	【8:00-16:00】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-18:00〉	2か月から
		41	サン・キッズ 平塚ステーション	八重咲町1-30	90	20-5240	6200円／月額	3台	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-20:00≫ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		42	花水さくら保育園	花水台10-21	140	86-6646	6000円／月額	8台	【8:30-16:30】［7:00-18:00］ ≪7:00-19:00≫ 〈7:00-19:00〉	2か月から
		43	(仮称)ぱぷりか保育園 平塚駅南	八重咲町3-31	70	045-594 -8945(注5)	新園のため未定 ※情報が公開され次第掲載予定	4台 (予定)	新園のため未定 ※情報が公開され次第掲載予定	生後57日後(注2)から

※1 平塚市外局番：０４６３

※2 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※3 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

(注１) 認定こども園は入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。

(注２) 生後57日以降の翌月初日から入所希望可能となります。

(注３) 申込児童の保護者の就労時間（通勤時間含む）が、常時19時を過ぎることが入所要件です。ただし、特別な事情がある場合この限りではありません。

(注５) 開園準備期間中の問い合わせ先になります。施設の問い合わせ先に関しては今後掲載予定です。

※ 各保育所等により申請や届出がされ、記載内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

区分	番号	施設名	所在地	定員	電話 ※1	給食費	駐車場 ※2	【保育短時間】≪開所時間≫ ［保育標準時間］〈土曜日開所時間〉 ※3	連携施設	保育年齢
私立小規模	44	サンライズキッズ保育園平塚園	四之宮2-3-58 エトワール平塚1階	19	050-5807-2296	保育料に含まれる	園横3台 近隣1台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-19:00〉	みどり保育所	2か月から2歳児クラスまで
	45	錦町保育園あねら	錦町19-6 村上ビル1階	19	86-6680	保育料に含まれる	1台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	平塚保育園、明石町保育園、柳町保育園のいずれか	2か月から2歳児クラスまで
	46	松風・もんもん保育園	松風町23-1	19	20-8681	保育料に含まれる	園前1台 近隣3台	【8:00-16:00】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	もんもん、苗もんもん、花もんもん保育園のいずれか	2か月から2歳児クラスまで
	47	ぽと心平塚	天沼7-21	19	20-8247	保育料に含まれる	5台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	サン・キッズ湘南	6か月から2歳児クラスまで
	48	HANAみらい 愛育園　東真土	東真土2-3-16	19	72-8899	保育料に含まれる	2台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-19:00〉	八幡保育園、愛・八幡保育園のいずれか	生後57日後(注1)から2歳児クラスまで
	49	MIRATZ 湘南平塚保育園	黒部丘6-73 シティテラス湘南平塚1階	19	73-9055	保育料に含まれる	3台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-19:00〉	黒部丘幼稚園(注2)	生後57日後(注1)から2歳児クラスまで
	50	ミルキーホーム平塚園	天沼5-26	19	21-7221	保育料に含まれる	2台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-19:00〉	サン・キッズ平塚ステーション、なでしこ幼稚園のいずれか(注2)(注3)	6か月から2歳児クラスまで
	51	ぱぷりか保育園平塚	明石町1-11	19	74-6105	保育料に含まれる	無し	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-19:00〉	ぱぷりか保育園平塚駅南、育英幼稚園、黒部丘幼稚園のいずれか(注2)(注3)	6か月から2歳児クラスまで

※1　平塚市外局番：０４６３

※2　実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※3　開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

・小規模保育事業所は０～２歳児の保育が必要なお子さんを預かる施設です。２歳児クラスで卒園となります。
・３歳児クラス以降については、「連携施設」として設定された認可保育所等に入所することができる予定です。

・小規模保育事業所を卒園後に、連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、転園申込みとは異なり、新規入所申込みが必要となります。その場合、卒園後の連携施設への入所枠は確保されません。

（注1）生後57日以降の翌月初日から入所可能となります。

（注2）連携施設が幼稚園（新制度）のため、引き続き保育所等の利用を希望する場合は、在園中に3歳児クラスの新規申込が必要となります。

（注3）連携施設の調整は園が行います。詳細は園にお問い合わせください。

★各園の詳細について★

下記の二次元コードから各園のホームページにつながるリンク集にアクセスできます。

★受入れ状況表について★

５月～２月の各園の受け入れ状況の有無について、ホームページで公開しています。
下記の二次元コードからアクセスできます。

※情報は各月の締切日の２～３日前に更新されます。

※３月、４月分についての掲載はありません。

★ひらつかわくわくマップについて★

●保育園・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ
●子育て広場・予防接種実施医療機関
●公園・プール・みんなのトイレ　など
子育てに役立つ施設の情報をまとめて掲載中です。
右の二次元コードまたは「ひらつかわくわくマップ」で検索しご利用ください。

【マップの使い方】
★トップページ右上の
使い方を必ずご確認ください。

（システムに関するお問い合わせ先）
平塚市役所　デジタル推進課
0463-21-8792
（各マップに関するお問い合わせ先）
各ページに記載の所管課へ
直接お問い合わせください

区分	番号	施設名	所在地	定員	電話 ※1	給食費（主食、副食含む） ※2	駐車場	【保育短時間】≪開所時間≫ ［保育標準時間］〈土曜日開所時間〉 ※3	保育年齢
公立保育所・認定こども園	A	神田保育園 ※4	田村6-14-1	95	55-1071	5500円／月額	無し	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	2か月から
	B	若草保育園	横内2401	90	54-0221	5500円／月額	無し	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	2か月から
	C	大神保育園	大神5-3-72	80	55-6620	5500円／月額	2台（小型車）	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	2か月から
	D	吉沢保育園◆	上吉沢331	56	58-0412	5500円／月額	無し	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	5か月から
	E	南原保育園◆	南原1-5-3	84	31-5993	5500円／月額	3台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	2か月から
	F	しらさぎ保育園	東中原2-14-2	88	31-2622	5500円／月額	10台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	2か月から
	G	夕陽ケ丘保育園◆	夕陽ケ丘10-7	90	21-0059	5500円／月額	無し	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	2か月から
	H	港こども園	夕陽ケ丘２２-３	110	22-4189	5500円／月額	10台	【8:30-16:30】≪7:00-19:00≫ ［7:00-18:00〉〈7:00-18:00〉	2か月から

※1 平塚市外局番：０４６３

※2 実際の状況については、保育所等へお確かめください。

※3 開所時間内であっても、お子さんが認定を受けた保育短時間、保育標準時間の時間外で保育所等をご利用される際には、延長保育料がかかる場合があります。

※4 神田保育園は令和９年度に旧相模小学校敷地に移転予定です。

◆については、下記「公立園の見直しについて」を必ずご確認ください。

◆公立園の見直しについて

次の公立保育所は、今後施設形態等が変更になる予定があります。申込される場合は必ず下記をご確認ください。なお、開園時期等が変更になる場合があります。

	今後の予定	開園場所	開園時期
南原保育園	ひばり幼稚園と統合し、幼保連携型認定こども園として民営化	現ひばり幼稚園敷地	令和11年4月
吉沢保育園	土屋幼稚園と統合し、公立幼保連携型認定こども園として開園	吉沢公民館（上吉沢395-1）隣地	令和9年4月
夕陽ケ丘保育園	民営保育所建設のために、仮設園舎（公立）を建設し、園機能を移転	湘南バンク港ベイサイドホール南側市有地（夕陽ケ丘６６－１）	令和8年度中
	民営化（仮設園舎から園機能を移転する）	現夕陽ケ丘保育園敷地	令和10年4月

休日保育について

区分	番号	実施保育所名	保育時間	保育料
私立	34	サン･キッズ湘南	8:00-18:00	４５ページの休日保育の料金を参照ください。

子育て支援施設・保育サービスについて

区分	番号	施設名	所在地	電話番号	目印となる建物等	利用日時
子育て支援施設・保育サービス	①	ファミリー・サポート・センター	追分１-４３	３４-７８４４	福祉会館	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）９：００～１７：００
	②	子育て支援センター	南豊田３８１	３４-９０７６	豊田公民館東側	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）１０：００～１２：００　１３：００～１５：００
	③	つどいの広場もこもこ	明石町８-３	２１-０９９５	新宿公園南東隣	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）１０：００～１２：００　１３：００～１６：００
	④	つどいの広場きりんのおうち	四之宮2-18-26	２１-３１４１	マックスバリュ平塚四之宮店２階	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）１０：００～１２：００　１３：００～１６：００
	⑤	つどいの広場どれみ	公所８６８	５０-５５２５	西部福祉会館１階	月曜日～土曜日（水曜日、祝日、年末年始除く）１０：００～１２：００　１３：００～１６：００
	⑥	つどいの広場ぽけっと	夕陽ケ丘２２-３	７４-５６８０	港こども園３階	月曜日～水曜日、土・日曜日（祝日、年末年始除く）１０：００～１２：００　１３：００～１６：００
	⑦	つどいの広場ここにくらす	北金目２-２５-８	７３-７５５５	金目おむすび保育園１階	火曜日～木曜日（祝日、年末年始除く）１０：００～１２：００　１３：００～１５：００
	⑧	平塚保育園病後児保育室「なでしこ」	宮の前４-１３	２２-００５８	平塚保育園１階	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）７：３０～１８：３０
	⑨	麦・もんもん病児保育室	松風町２３-５１-１	７５-９６７７	もんもん保育園西側１階が菊池小児科２階が病児保育室	月曜日～金曜日（祝日、お盆期間、年末年始除く）８：００～１８：００
	⑩	ここいこすまいるるーむ	岡崎２３８－１	７９－５１３９	ありがとうみんなファミリークリニック平塚　西側	月曜日～金曜日（祝日、年末年始等除く）８：３０～１８：３０

☆認可保育所･認定こども園、子育て支援施設等の地図は41ページを参照してください。

保育所・認定こども園　地図
（令和７年９月１日時点）

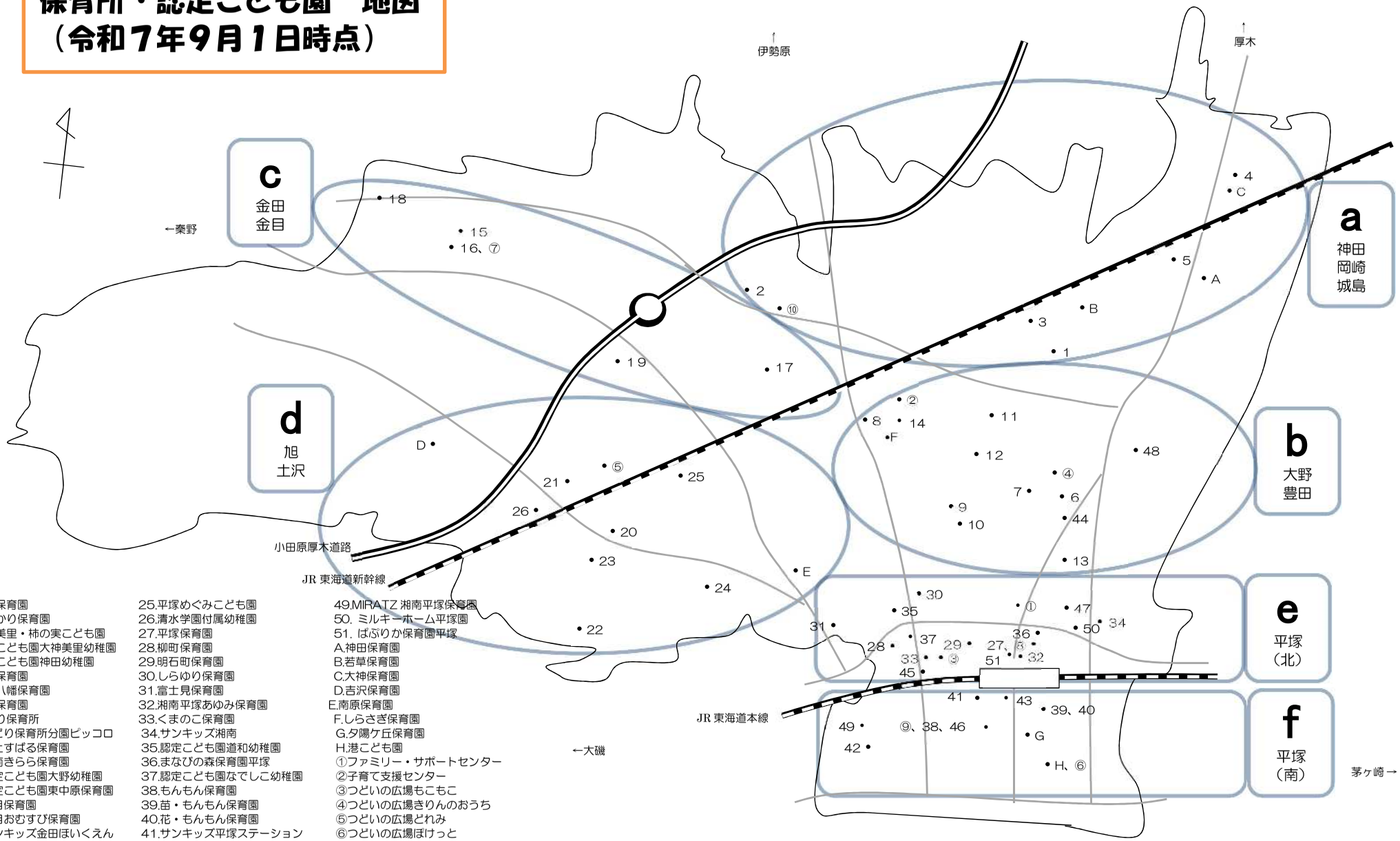

1.横内保育園
2.ゆうかり保育園
3.認定美里・柿の実こども園
4.認定こども園大神美里幼稚園
5.認定こども園神田幼稚園
6.八幡保育園
7.愛・八幡保育園
8.中原保育園
9.みどり保育所
10.みどり保育所分園ピッコロ
11.真土すばる保育園
12.湘南きらら保育園
13.認定こども園大野幼稚園
14.認定こども園東中原保育園
15.金目保育園
16.金目おむすび保育園
17.サンキッズ金田ほいくえん
18.認定こども園さなだ幼稚園
19.つくし幼稚園
20.あさひ保育園
21.大町保育園
22.いずみ保育園
23.高村保育園
24.湘南みらい保育園
25.平塚めぐみこども園
26.清水学園付属幼稚園
27.平塚保育園
28.柳町保育園
29.明石町保育園
30.しらゆり保育園
31.富士見保育園
32.湘南平塚あゆみ保育園
33.くまのこ保育園
34.サンキッズ湘南
35.認定こども園道和幼稚園
36.まなびの森保育園平塚
37.認定こども園なでしこ幼稚園
38.もんもん保育園
39.苗・もんもん保育園
40.花・もんもん保育園
41.サンキッズ平塚ステーション
42.花水さくら保育園
43.（仮称）ぱぷりか保育園平塚駅南
44.サンライズキッズ保育園平塚
45.錦町保育園あねら
46.松風・もんもん保育園
47.ぽとふ平塚
48.HANAIみらい愛育園ー東真土
49.MIRATZ 湘南平塚保育園
50. ミルキーホーム平塚園
51. ぱぷりか保育園平塚
A.神田保育園
B.若草保育園
C.大神保育園
D.吉沢保育園
E.南原保育園
F.しらさぎ保育園
G.夕陽ケ丘保育園
H.港こども園
①ファミリー・サポートセンター
②子育て支援センター
③つどいの広場もこもこ
④つどいの広場きりんのおうち
⑤つどいの広場どれみ
⑥つどいの広場ぽけっと
⑦つどいの広場ここにくらす
⑧平塚保育園病後児保育室「なでしこ」
⑨麦・もんもん保育園
⑩ここいこ　すまいるるーむ

６．子育て支援施設・保育サービスについて

（１）子育て支援施設

（ア）ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）からなる会員組織です。依頼会員の希望する援助内容に応えることができる支援会員を紹介することにより、様々な子育てのニーズに対応します。

（イ）子育て支援センター

０歳から就学前のお子さんとその保護者を対象とした自由に遊び、交流できる場です。子育て相談や育児講座などの事業を行っています。

（ウ）つどいの広場

０歳から概ね３歳までのお子さんとその保護者を対象とした自由に遊び、交流できる場です。子育て相談や子育て家庭の交流などの事業を行っています。

（エ）病児・病後児保育室

保護者が仕事や病気・ケガ、冠婚葬祭などで家庭で保育ができない場合にご利ください。

利用するためには、事前登録や医師の診察が必要です。また、症状によってはご利用できない場合があります。詳細は、各病児・病後児保育室へお問い合わせください。

①平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」

病気の回復期にあるお子さんを一時的にお預かりします（１日利用料2,000円、給食・おやつ代400円）。

②麦・もんもん病児保育室

病気中又は病気の回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりします（１日利用料2,000円、給食・おやつ代400円）。

③ここいこ　すまいるるーむ

病気中又は病気の回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりします（１日利用料2,000円）。昼食・おやつは持参していただきますようお願いいたします。

（２）保育所等の保育サービス　★実施施設は４３～４６ページを参照ください。

（ア）一時預かり

保育所等では、保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュ等の理由でお子さんを１時間単位でお預かりする「一時預かり」を行っています。申込みや利用料金については、実施している保育所等へお問い合わせください。

（イ）開放保育

保育所等の実施する保育内容に参加したり、見学することができます。

詳しくは、実施している保育所等へお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター、平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」、麦・もんもん病児保育室、ここいこ　すまいるるーむ及び保育所等の一時預かりをご利用の際に、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。詳しくは、利用案内の２９～３０ページをご覧ください。

子育て支援事業実施一覧表
（令和7年9月１日現在の情報）

区分	地区	番号	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金（在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金）
私立	a 神田 岡崎 城島	1	横内保育園	55-2188	毎週火　9:30～11:00	●	0・1歳児：500円／時間 2歳児：450円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／10分
		2	ゆうかり保育園	58-7220	保育士と親子で遊ぶ【コアラっこ】 毎月１回（4，8月除く） 10:00～11:00 ※日程はHPを確認してください。	●	0歳児～2歳児：600円／時間 3歳児以上：500円／時間 ◎昼食代：250円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／10分
		3	認定美里・柿の実こども園	55-3830 54-6678	毎週水～金　10:00～12:00	●	0～5歳児：700円／時間 ◎昼食代：400円／食（おやつ代含む） ※昼食代：450円／食 令和8年4月から変更予定	360円／30分
		4	認定こども園大神美里幼稚園	54-3288	毎週月～金　10:00～12:00	●	700円／時間 ◎昼食代：400円／食（おやつ代含む）※2	360円／30分
		5	認定こども園神田幼稚園	55-0841	毎月１回　10：30～12：00 詳細は園にお問い合わせください。	●	在園児にのみ実施しています。 詳細は園にお問い合わせください	100円／30分
	b 大野 豊田	6	八幡保育園	21-0084	毎週火　9:30～11:00	●	0歳児：500円／時間 1・2歳児：400円／時間 3歳児以上：300円／時間 ◎昼食代：300円／食 ◎おやつ代：50円／日（1歳児以上）	100円／10分
		7	愛・八幡保育園	20-2080	毎週水　9:30～11:00		0歳児：500円／時間 1・2歳児：400円／時間 3歳児以上：300円／時間 ◎昼食代：300円／食 ◎おやつ代：50円／日（1歳児以上）	100円／10分
		8	中原保育園	32-8600	毎週木　9:30～11:00		1・2歳児：600円／時間 3歳児以上：500円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日※3	100～150円／10分 （時間による）
		9	みどり保育所	35-0015	毎週月　9:30～11:00	●	0～5歳児：500円／時間 ◎昼食代：350円／食（乳児） ◎昼食代：400円／食（幼児）	100円～／10分 （時間による） ※詳細は園にお問い合わせください
		10	みどり保育所分園ピッコロ	20-4177	毎週木　9:30～11:00		―	100円～／10分 （時間による） ※詳細は園にお問い合わせください
		11	真土すばる保育園	53-4141	毎週火・木　10:00～11:30	●	0歳児：500円／時間 1・2歳児：400円／時間 3歳児以上：300円／時間 ◎昼食代：300円／食 ◎おやつ代：20円（午前） 50円（午後）	100円～（時間による） ※詳細は園にお問い合わせください
		12	湘南きらら保育園	35-0030	毎週水・金　10:00～11:30	●	0歳児：500円／時間 1・2歳児：400円／時間 3歳児以上：300円／時間 ◎昼食代：300円／食 ◎おやつ代：20円（午前） 50円（午後）	100円～（時間による） ※詳細は園にお問い合わせください
		13	認定こども園大野幼稚園	21-7302	―	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	7：30～8：30：100円 16：30～18：30：200円
		14	認定こども園東中原幼稚園※4	33-4849	未定	未定	未定	未定

※1　平塚市外局番：0463
※2　３歳児から利用可能です。
※3　１歳児から利用可能です。
※4　新園のため未定部分は情報が公開され次第掲載予定です。
令和７年9月１日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。
一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

子育て支援事業実施一覧表
（令和７年9月１日現在の情報）

区分	地区	番号	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金（在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金）
私立	c 金田 金目	15	金目保育園	58-1882	毎週月　10:00～11:30 （4月,7月,8月を除く） 詳細は園にお問い合わせください	●	【9:30～15:30】 1・2歳児：500円／時間 3歳児以上：400円／時間 ◎昼食代：300円／食 延長料【9:30以前及び15:30以降】 100円/10分（別途、保育料あり） ※3	100円／10分
		16	金目おむすび保育園	73-7555	―		―	100円／10分
		17	サンキッズ 金田ほいくえん	59-9525	毎週木　9:30～11:30	●	0～2歳児：500円／時間 3～5歳児：300円／時間 【18:00～19:00】 0～2歳児：700円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／20分
		18	認定こども園 さなだ幼稚園	58-0001	―	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	200円～（時間による）
		19	つくし幼稚園	58-7111	毎週月　10：00～11：00 【未就園児クラス】 毎週火・水・木・金 9：30～11：30	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	7:30～8:30、16:30～18:00：100円 18:00～18:30：200円
	d 旭 土沢	20	あさひ保育園	32-2137	毎週水　10：00～11：00	●	0・1歳児：600円／時間 2・3歳児：５００円／時間 4・5歳児：400円/時間 ◎昼食代：340円／食 ◎おやつ代：100円／日	100円／10分
		21	大町保育園	58-6662	毎週火　10:00～11:00		―	100円／10分
		22	いずみ保育園	31-3421	毎週月　9:30～11:30	●	0歳児：600円／時間 1・2歳児：500円／時間 3歳児以上：400円／時間 ◎昼食代：300円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／15分
		23	高村保育園	34-2526	毎週第2・4火 10:00～11:30	●	0・1歳児：500円／時間 2歳児：450円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／10分
		24	湘南みらい保育園	37-1711	毎週火・木　10:00～11:30	●	0歳児：500円／時間 1・2歳児：400円／時間 3歳児以上：300円／時間 ◎昼食代：300円／食 ◎おやつ代：20円（午前） 50円（午後）	100円～（時間による） ※詳細は園にお問い合わせください
		25	平塚めぐみこども園	32-3422	未就園児親子教室 火・水・木　10:30～11:30 詳細はホームページをご覧ください	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。 ※2	100円/10分
		26	清水学園付属幼稚園	58-8080	【未就園児教室】 毎週火　10:00～11:00 11:00～12:00 詳細はホームページをご覧ください	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	100円／１時間

※1　平塚市外局番：0463
※2　３歳児から利用可能です。
※3　１歳児から利用可能です。
令和７年9月１日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。
一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

子育て支援事業実施一覧表
（令和7年9月１日現在の情報）

区分	地区	番号	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金（在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金）
私立	e 平塚(北)	27	平塚保育園	22-7771	—	●	0・1歳児：500円／時間 2歳児：450円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／10分
		28	柳町保育園	31-0880	毎月第4火　10：00～11：00	●	0・1歳児：500円／時間 2歳児：450円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／10分
		29	明石町保育園	21-0789	—		—	100円／10分
		30	しらゆり保育園	32-0821	—		—	100円／10分
		31	富士見保育園	33-3411	毎週月　9:30～11:30	●	0歳児：600円／時間 1・2歳児：500円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食代：300円／食（乳児） 300円／食（幼児） ◎おやつ代：50円／日	100円／15分
		32	湘南平塚 あゆみ保育園	24-3751	—		—	200円／30分
		33	くまのこ保育園	75-9631	—		—	250円／30分 2,000円／月
		34	サン・キッズ湘南	25-1019	毎週月　9:30～11:30	●	【月～土、7:00～18:00】 0～2歳児：500円／時間 3～5歳児：300円／時間 【月～土、18:00～20:00】 0～2歳児：700円／時間 3～5歳児：400円／時間 【休日保育、8:00～18:00】 0～2歳児：700円／時間 3～5歳児：500円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日	0～2歳児：300円／30分 3～5歳児：150円／30分
		35	認定こども園 道和幼稚園	31-0595	—	●	在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	450円／日
		36	まなびの森保育園平塚	86-6959	—		—	2,500円／30分（月極） 500円／30分（スポット）
		37	認定こども園 なでしこ幼稚園※4	31-2471	未定	未定	未定	未定
	f 平塚(南)	38	もんもん保育園	20-8221	月に１回　10:00～11:00 詳細は園にお問い合わせください。	●	0～2歳児：600円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎食事代：250円／食（乳児） 300円／食（幼児）	18:01～19:00　100円／10分 19:01～20:00　1,000円／30分
		39	苗・もんもん保育園	21-9117	毎週水　10:00～11:00 （※要予約）	●	【月～金、8:00～22:00】 0～2歳児：600円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食・夕食代：250円／食　（0～2歳児） 300円／食（3～5歳児）	10:00～11:00　4,000円／月 9:00～11:00　7,000円／月 8:00～11:00　10,000円／月 7:00～11:00　13,000円／月
		40	花・もんもん保育園	20-5887	毎週水　10:00～11:00 （※要予約）		—	18:00～19:00 100円／10分 詳細は園にお問い合わせください
		41	ｻﾝ･ｷｯｽﾞ 平塚ｽﾃｰｼｮﾝ	20-5240	毎週火　9:45～11:00	●	【7:00～18:00】 0～2歳児：500円／時間 3～5歳児：300円／時間 【18:00～20:00 （土：～19:00）】 0～2歳児：700円／時間 3～5歳児：400円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日 ◎補食代：103円／食	0～2歳児：300円／30分 3～5歳児：150円／30分
		42	花水さくら保育園	86-6646	毎週水木　10:00～11:30	●	0歳児：500円／時間 1・2歳児：400円／時間 3歳児以上：300円／時間 ◎昼食代：300円／食 ◎おやつ代：20円（午前） 50円（午後）	100円～（時間による） ※詳細は園にお問い合わせください
		43	(仮称)ぱぷりか保育園 平塚駅南※4	045-594 -8945※5	未定	未定	未定	未定

※1　平塚市外局番：0463
※2　３歳児から利用可能です。
※3　１歳児から利用可能です。
※4　新園のため未定部分は情報が公開され次第掲載予定です。
※5　開園準備期間中の問い合わせ先になります。施設の問い合わせ先に関しては今後掲載予定です。
令和７年9月１日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。
一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

子育て支援事業実施一覧表
（令和７年9月１日現在の情報）

区分		番号	施設名	電話※1	開放保育	●は一時預かり無償化の対象施設	一時預かり料金	延長保育料金（在園児が開所時間内で認定時間を越えて利用する場合の料金）
小規模		44	サンライズキッズ保育園平塚園	050-5807-2296	―		―	500円／30分
		45	錦町保育園あねら	86-6680	毎月第３火　10:00～11:00 要予約　雨天中止	●	０・１歳児：500円／時間 ２歳児：450円／時間 ◎昼食代：350円／食 ◎おやつ代：50円／日	100円／10分
		46	松風・もんもん保育園	20-8681	―		―	100円／10分
		47	ぽとふ平塚	20-8247	―		―	500円／30分
		48	HANAIみらい愛育園 東真土	72-8899	―		―	250円／15分
		49	MIRATZ湘南平塚保育園	73-9055	―		０歳児のみ １時間　1,000円 ３時間　2,700円 ５時間　4,000円 １日（最大８時間）　5,000円 延長３０分毎　５００円 昼食代（ミルク含む）　５００円	2,500円／30分（月極） 500円／30分（スポット）
		50	ミルキーホーム平塚園	21-7221	―		―	500円／30分
		51	ぱぷりか保育園平塚	74-6105	―		―	100円／10分
公立		A	神田保育園	55-1071	毎週火　9:30～11:30		―	100円／20分
		B	若草保育園	54-0221	毎週木　9:30～11:30		―	100円／20分
		C	大神保育園	55-6620	毎週水　9:30～11:30		―	100円／20分
		D	吉沢保育園	58-0412	毎週木　9:30～11:30		―	100円／20分
		E	南原保育園	31-5993	毎週火　9:30～11:30		―	100円／20分
		F	しらさぎ保育園	31-2622	毎週火　9:30～11:30		―	100円／20分
		G	夕陽ケ丘保育園	21-0059	毎週水　9:30～11:30		―	100円／20分
		H	港こども園	22-4189	毎週木　9:30～11:30		在園児のみに実施しています。 詳細は園にお問い合わせください。	100円／20分

※1　平塚市外局番：0463
※2　３歳児から利用可能です。
※3　１歳児から利用可能です。
令和７年9月１日現在の情報です。上記の料金や時間は変更になる可能性があります。詳細は園にお問い合わせください。
一時預かりを利用する場合は事前に保育所等へ連絡してください。予約が埋まってしまっているなど、受入れができない場合があるため、空き状況の確認をお願いします。

保育所（園）等入所申込書　兼　子どものための教育・保育給付認定申請書

8

※太線の枠内のみ記入してください。

（提出先）平塚市長
次のとおり、保育所等への入所申込み及び子どものた

保育所のことで市からご連絡する際の電話番号を優先連絡先①に記入してください。

年　　月　　日

（申請者）保護者	住所	〒　　－ 平塚市	氏名		電話	優先連絡先①　（父　母　自宅） 連絡先②　（父　母　自宅）

区分	氏名	性別	生年月日	4月1日現在年齢	個人番号（マイナンバー）
申込（申請）児童	ﾌﾘｶﾞﾅ	男・女	令和　年　月　日	歳	
	ﾌﾘｶﾞﾅ	男・女	令和　年　月　日	歳	
	ﾌﾘｶﾞﾅ	男・女	令和　年　月　日	歳	

昨年の1月1日に住んでいた市区町村　□ 平塚市　□ [　　都道府県　　市区町村　]

今年の1月1日に住んでいた市区町村　□ 平塚市　□ [　　都道府県　　市区町村　]

保育の実施を希望する期間 希望認定開始年月日※1	令和　年　月　1　日　から　（令和　年　月　日・小学校就学前）　まで

希望する順位が高い園から調整します。
希望園に記入のある園のみ調整します。
送り迎えが可能かどうか、希望の条件に合うかご確認のうえで記入してください。

希望園					
第１希望		見学済/未/予定	第６		見学済/未/予定
第２希望		見学済/未/予定	第７		見学済/未/予定
第３希望		見学済/未/予定	第８		見学済/未/予定
第４希望		見学済/未/予定	第９希望		見学済/未/予定
第５希望		見学済/未/予定	第10希望		見学済/未/予定

区分	氏名	申込児童との続柄	生年月日	年齢	職業、学校、保育所等の名称	個人番号（マイナンバー）
入所児童の家庭の状況　保護者(※2)及び同居者(※3)		父	大正 昭和 平成　年　月　日	歳		
			大正			
			昭和 平成 令和　年　月　日	歳		
			大正 昭和 平成 令和　年　月　日	歳		
			大正 昭和 平成 令和　年　月　日	歳		

下記の場合は同一世帯となります。同居者の欄に記入してください。
①住民票上の世帯が別でも住所が同一の場合（二世帯住宅含む）。
②単身赴任中の場合
③事実上婚姻関係のある場合

※１　認定の変更については月単位での変更となります。原則として申請書が提出された翌月1日より認定が変更されます。
※２　事実上婚姻関係がある場合及び生計を一にしている場合は保護者とみなします。
※３　祖父母等世帯が別でも住所が同一の場合は、原則として同居とみなします。

※平塚市処理欄

受付	システム入力		保育料	
令和　年　月　日（受付者　　）	/		/	
入所日	**施設コード**	**入所保育所等**		
令和　年　月　1　日				
内定連絡	**辞退**	**取下げ**	**入力者**	
/	/	/		

裏面あり

別居の祖父母	続柄		氏名	年齢	住所	電話番号
	父方	祖父		歳		
		祖母		歳		
	母方	祖父		歳		
		祖母				

保育を必要とする理由を証明できる書類（６ページ参照）が必要です。※求職活動中の方は提出不要です。

	父	母
保育を必要とする事由※	□ 就労（復職・内定）□ 就学 □ 求職 □ 疾病・障がい	□ 就労（復職・内定）□ 就学 □ 求職 □ 疾病・障がい
	□ 介護・看護 □ 妊娠・出産 □ 災害復旧	□ 介護・看護 □ 妊娠・出産 □ 災害復旧
	□ その他（ ）	□ その他（ ）

※就労・就学を選択された場合及び出産予定がある場合は下記（就労形態から通勤・通学時間）もご記入ください。

就労形態	正社員 ・ 自営 ・ 派遣 ・ パート ・ アルバイト	正社員 ・ 自営 ・ 派遣 ・ パート ・ アルバイト
	契約社員 ・ 非常勤 ・ その他（ ）	契約社員 ・ 非常勤 ・ その他（ ）
就労(学)先名称・所在地	名称：	名称：
	所在地：	所在地：
就労(学)日数 就労(学)時間	月間 日	月間 日
	月間 時間	月間 時間
通勤・通学時間	片道 時間 分	片道 時間 分
	交通手段（ 徒歩・自転車・自動車・電車・バイク・バス ）	交通手段（ 徒歩・自転車・自動車・電車・バイク・バス ）
出産予定		無 ・ 有 （予定日： 年 月 日）

必ず記入してください。

希望認定時間	□ 保育標準時間（最長11時間） ・ □ 保育短時間（最長8時間） ※求職活動での申請については保育短時間のみになります。 原則として１か月で120時間以上、就労、就学、介護・看護する方について、標準時間の認定が希望できます。

別居の保護者の有無	□ なし □ あり （ 父 ・ 母 ） （住所： ）
ひとり親家庭の状況（※４）	□ なし □ 離婚 □ 離婚調停中 □ 未婚 □ 死別 （届出年月日： 年 月 日）
生活保護の適用の有無（※５）	□ なし □ あり （生活保護開始（申請）日： 年 月 日）
在宅障がい者（児）の有無（※６）	□ なし □ あり （氏名： ）

※４ 離婚調停中の場合は、その事実
※５ 「あり」の場合は、生活保護の
※６ 「あり」の場合は、身体障害者 してください。

育児休業中の方は下記の注釈を確認のうえで必ずどちらかにチェック☑してください。

【育児休業中に申込みの方へ】

【入所意思の確認（※７）】必ず下記の注釈（※７～９）をよくご確認のうえチェック☑をしてください。なお、育児休業給付金や育児休業の延長手続きの際に、入所申込書の写し（表裏両面）が必要となる場合がありますので、必要な方はお申込みの前に写しの保管をお願いします。

□ 今すぐ入所を希望（※８）	□ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる（※９）

※７ 入所意思に変更がある場合は、各月の申込締切日までに「保育所（園）等申込変更申請書」をご提出ください。

※８ 「今すぐ入所を希望」にした場合でも、利用調整の結果、希望時期に入所できず保留（待機）となる可能性もあります。あらかじめご承知おきくだ さい。

※９ 利用調整の際、基準点数を0点で調整しますが、入所内定となる場合があります。

私は、保育所等入所申込みに伴い、下記について同意します。

1 保育所等入所や施設型給付費・地域型保育給付費等（以下、給付費等）の支給に必要な住民記録、税などの情報について、平塚市の利用を認めること。

2 住民記録、税、その他保育所等入所及び給付費等の支給に必要な情報について、保育所等に提供すること。

3 保護者の税情報が確認できない場合、平塚市こども家庭課に提出した所得証明書を参照及び

4 平塚市が給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同居親族を含む。）
した保育料について特定教育・保育施設等に対して提示すること。

5 本申込みは、保護者全員の同意を得たうえでの申込みであること。

枠内の同意事項についてよくお読みいただいたうえでご署名をお願いします。

保護者氏名

保育所(園)等入所申込調査書

【申込児童の保育の現況】　該当する □ にチェック及び記入をしてください。

☑ 自宅で保育している
□ 保育施設に預けている（施設名　　）
（退所予定の場合、退所予定日　　年　　月　　日）
□ 一時預かり等を利用している（施設名　　）
□ その他（　　）

※申込児童が認可外保育施設等を月に 60 時間以上有償で利用する場合は、保育時間・保育料等記載書類）をご提出ください。

申込児童以外のお子さんが、幼稚園等の施設に通っている場合、保育料の軽減を受けることができます。詳しくは、７ページの「⑤保育所等以外の施設を利用している就学前の児童がいる方」をご確認ください。

【申込児童以外の（就学前の）兄弟姉妹の保育の現況】

幼稚園・保育所・企業主導型保育施設等に入所している児童の有無	□ いない ☑ いる （名前：　平塚　花子　　施設名：　〇〇幼稚園　　）

【育児休業からの復職を理由に入所申込をする場合】　該当する □ にチェック及び記入をしてください。

育児休業期間に入所できなかった場合	□ 復職する（　　年　　月　　日から） ☑ 育児休業を延長する（　令和８年８月３０日まで　）

※ご提出いただいた就労証明書の「16　育休延長可否」の内容と一致するように記入してください。

【求職活動を理由に入所申込をする場合】　該当する □ にチェック及び記入をしてください。

現在、求職活動を行っていますか？	□ インターネット・求人誌等で仕事を探している ☑ ハローワークや派遣会社に登録して仕事を探している □ その他（　　） □ 保育所等に入所後、求職活動を行う

【同時に２人以上の入所申込をする場合】　該当する □ にチェックをしてください。

同時に入所ができない場合	□ １人だけでも入所を希望する □ 入所を希望しない
別々の施設に内定した場合	□ 別々の施設でも入所を希望する □ 入所を希望しない

※上記は同時入所や同園入所ができない場合の希望です。利用調整では、まず同時に同園に入所可能であるか確認しています。（**兄弟姉妹で希望園の順位をそろえる必要があります**）。

※兄弟姉妹で同じ施設を希望し、先に１人だけでも入所を希望される場合は、１人目の入所が決定した場合、次月からの利用調整は２人目以降の希望園は１人目が入所した保育所等のみでの調整となります。

【施設等利用給付認定について】　※詳細は保育所等利用案内２９、３０ページをご確認ください。

入所保留となった場合の一時預かり事業や認可外保育所等の利用予定	□ 利用予定あり　⇒　別途申請が必要です。　　□ 利用予定なし

※利用調整の結果、入所保留となった場合、一時預かり事業や認可外保育所等を利用予定で、施設等利用給付認定希望がある方は別途申請が必要です。**認定を希望される月の前月末までに「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書　兼　子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書」と保育が必要な事由を証明するための書類をご提出ください。認定は各月１日からの認定となります。月途中からの認定はできません。**

※現在、育児休業期間中の場合は、原則として復職後からの認定となります。

裏面あり

【申込児童の健康調査】　該当する ☐ にチェック及び記入をしてください。

ご記入された内容は、利用されている発育･発達に関する相談室や教室等と情報を連携し、保育所等へ提供することがあります。

申込児童氏名（フリガナ）	平塚　太郎（ヒラツカ　タロウ）	生年月日	令和４年８月１５日
成育歴について	【出生時の状況】☑ 正常分娩　☐ 早産（　　か月） 【身長・体重】 出生時：身長（　50　cm　）　体重（　3,000　g） 現在：身長（　93　cm　）　体重（　14　kg）		
乳幼児健診について	☑　受診済み ⇒ ※受診済みの健診にチェックしてください。　☐　未受診 （☑１か月児健診　☑４か月児健診　☑８～１０か月児健診　☑１歳６か月児健診 ☑３歳児健診） 【健診時の指摘事項】☐なし　☑あり ⇒ ※ありの場合は下記に指摘内容を記入してください。 （　言葉の遅れ　）		
発育・発達等について	【首のすわり】（　３　か月頃）　【歩行の開始】（　11　か月頃） 【発語】☐喃語　☐単語　☑二語文　☐なんでも話せる		
発育・発達に関する相談歴について	☐　相談歴なし ☑　相談歴あり ⇒ ※下記に詳 【いつ】（　３歳　１か月頃 【相談機関等】 （☑こども発達支援室　くれよ　） ☐その他の支援教室等（教室　） ☑　現在も利用を継続している　【利用状況】　週　・（月）　１回　☐　現在は利用していない 「相談歴あり」にチェック☑した場合、具体的な相談内容や現在のご家庭での様子、入園後、施設側で配慮必要なこと等について詳細を下記自由記入欄に記載してください。		
健康状況について	☐　良好 ☑　持病・治療中の病気がある ⇒ ※下記の該当する☐にチェック及び詳細を記入してください。 ☐　ぜんそく　※服薬　１日　　回／朝・昼・晩・就寝前・発作時　薬の名前： ☐　心臓疾患　※服薬　１日　　回／朝・昼・晩・就寝前・発作時　薬の名前： ☐　熱性けいれん　※いつごろありましたか？（　　歳頃） ☐　アトピー ☐　その他（　）		
かかりつけの医療機関	☐　ない ☑　ある　医療機関名：〇〇小児科　　通院頻度：　週　・　月　・（年）　２回		
アレルギーについて	☐　ない ☑　ある　⇒ ※下記に詳細を記入 （☐牛乳　☐卵　） （☐そば　☐そ　） 「ある」にチェック☑した場合、症状や程度（少量なら問題ない、完全NG等）詳細について、必ず下記自由記入欄に記載してください。		
除去食について	☐　必要なし ☑　必要あり　⇒　☑食物アレルギー　☐宗教上の理由 制限されている食べ物（　パン等、小麦が含まれる食べ物全て　〇〇科の野菜　） ※除去内容によっては、対応できない場合もあります。事前に必ず入所希望保育所等にご確認ください。		
障がいの有無	☐　なし ☐　あり（☐身体障害者手帳　☐療育手帳　☐精神障害者保健福祉手帳） ☑　交付申請中（☐身体障害者手帳　☑療育手帳　☐精神障害者保健福祉手帳）		

自由記入欄（※上記で記入した内容について、入園後、施設側で配慮が必要なことがある場合は必ず詳細についてご記入ください。）

３歳児健診にて言葉の遅れの指摘があり、現在月１回くれよんに通所しています。月齢相応の会話は難しいですが、簡単な日常会話であれば理解できます。

保育所等入所に関する確認書の控え　※下記内容をご確認いただき、裏面保護者署名欄にご署名ください。

申込時

①	入所申込みの有効期間は同一年度内（４月～翌年３月）となります。翌年度（４月以降）は、改めて申込みが必要です。
②	申込時に不足の書類がある場合は、各月締切日（※毎月１５日。１５日が土・日・祝日の場合はその前の営業日）までにご提出ください。 締切日を過ぎて提出された書類は、翌月以降の利用調整で有効となります。（利用案内３ページ）
③	申込書や提出書類の内容で不明な点について、ご家庭や職場に電話等で確認をする場合があります。 また、入所申込調査書にご記入された内容は、利用されている発育・発達に関する相談室や教室等と情報を連携し、保育所等へ提供することがあります。**入所希望の申込みから決定までの流れ及び注意事項を必ずご確認ください。（利用案内３～４、１７～２３ページ）**
④	各家庭の状況（就労、求職、疾病、出産等）により利用調整を行いますが、保育所等の状況により、すぐに入所することができない場合があります。希望園は１園のみでも申込みできますが、複数園を希望されることをお勧めします。 **希望園の追加や変更、希望順の変更をする場合は、各月締切日までに保育所（園）等申込変更申請書を窓口又は電子申請にてご提出ください。電話での受付はできません。** **認定こども園を希望される場合は、入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。詳細は各認定こども園へご確認ください。**
⑤	書類の内容に虚偽があった場合には、入所内定及び決定を取消しします。
⑥	**入所が保留となった方への入所保留通知の送付は申込初月の利用調整のみとなります。** 翌月以降も継続して利用調整を行いますが、引き続き入所が保留となった場合は通知しません。
⑦	**入所内定を辞退した場合、申込みは取下げとなり待機加点も解消されます。翌月以降も利用調整を希望する方は、改めて申込手続きが必要になります。（※４月１次調整で辞退した場合も、２次調整で改めて申込みをすることはできません）なお、辞退した場合、保留通知書は発行されません。**
⑧	申込中（保留中）に入所の必要がなくなった場合は、入所申込みの取下げが必要です。速やかに保育課へご連絡ください。
⑨	平塚市で保育所等に入所申込中の方が、平塚市外に転出した場合、申込みは取下げとなります。再度申込みを希望する場合は、転出先の自治体で改めてお手続きが必要です(※平塚市内に月に６０時間以上の就労（学）先があることが必要です)。
⑩	「妊娠・出産」要件での申込みについて 「妊娠・出産」要件で保育所等利用希望が可能な期間は、出産予定月の前月から４か月間です。※予定月よりも出産月が遅れた場合はご連絡ください。 「妊娠・出産」要件が終了後、育児休業を取得する場合、在園中の児童は生まれた子どもが１歳になる月末までは継続して入所することが可能です。育児休業取得期間終了日までに「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。
⑪	「求職活動」要件での申込みについて 入所した月を含めて３か月以内に就労を開始し「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。期限までに就労が開始できない場合には退所となります。
⑫	「就労先が内定している」状況での申込について 就労開始後に再度「就労証明書」をご提出ください。 **保育所等の入所が内定したが、就労予定（内定）先で働かなくなった場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。**
⑬	「育児休業中」での申込について 入所翌月の１５日までに申込時に提出した就労証明書と同じ職場へ復帰し、入所翌月末までに「就労証明書」をご提出ください。 ※証明日が復職年月日以降のものをご提出ください。 **保育所等の入所が内定したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。** **また、出産をする予定があっても、保育所等への入所が内定した場合職場への復帰が必要となります（例：７月出産予定で４月に保育所等に入所が内定した場合は、５月１５日までに復帰）。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。**
⑭	小規模保育事業所を卒園する際、４月入所申込みで連携施設以外の施設に転園申込みをすることはできません。連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、新規申込みが必要となります。一旦、連携先施設に入所後、５月入所申込み以降であれば転園申込みが可能です。

裏面あり

入所後

①	**保育所等とは、保護者が仕事や病気などの理由でお子さんを家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。原則として、仕事が休み等で保育が必要な事由がない日は、ご家庭での保育をお願いします。また、仕事を理由に保育所等をご利用している場合には、勤務終了後には速やかにお迎えをお願いします。**
②	**保育の必要性の認定で示された時間（保育標準時間・保育短時間）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です。実際の利用時間は、ご家庭の状況等に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえ決定します。**
③	入所後には、保育所等に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間は個人差がありますが、約２～４週間程度かかります。なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。
④	保育所等の入園については、原則１日入所、末日退園となります。
⑤	２か月に１回以上登園がない場合、退園していただきます。
⑥	住所、氏名及び家族構成等に変更があった場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書」（以下、「教育・保育給付認定変更申請書」という。）をご提出ください。 また、再婚等で新しい保護者と同居する場合等は、その新しい保護者の**保育が必要な事由を証明するための書類をご提出ください。**（利用案内６、２２ページ）
⑦	離婚調停中の方で、手続きが終結した場合は速やかに保育課にご連絡のうえ、関係書類をご提出ください。
⑧	家族構成等に変更があった際は、保育料等が変更となる可能性があります。その場合、保育料を決定するための書類を別途ご提出いただく場合があります。なお、当該年度は遡って保育料を変更いたします。
⑨	保育所等に在籍中に退職し、保育を必要とする理由を求職活動に変更する場合、退職月の月末までに保育課に連絡の上、「教育・保育給付認定変更申請書」と「退職日証明書類（離職票の写し等）」をご提出ください。 **退職後、求職活動を理由に保育所等を継続利用できる期間は３か月間です。**３か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「教育・保育認定変更申請書」をご提出ください。**「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分は月単位の変更となります。月途中での変更や過去に遡っての変更はできません。**期限までに就労先が見つからない場合には退所となります。
⑩	退職等、保育の必要な事由が無くなった場合や引っ越し等により保育所等を退所することが確定した場合は、**退所予定月の１０日までに退所届**を保育課へご提出ください。また、退所予定月の１０日以降に退所が判明した場合には、速やかに保育課へご連絡のうえ、退所届をご提出ください。
⑪	**就労等の理由で入所し、その後、出産の予定が生じた場合**は、出産予定日を確認後、**母子健康手帳の写し（保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ）（※平塚市交付の母子手帳の場合１ページと４ページ）をご提出ください。**提出する際は、**余白に保育園に在園中の児童のお名前・生年月日をご記入ください。**出産予定月の前月から４か月間は継続入所が可能となります。（例：１０月出産予定→９月～１２月末までは「出産」のために保育所等を入所継続が可能） 出産要件の期間終了後も継続して入所を希望する場合には、期間終了までに改めて保育が必要な理由を証明するための書類をご提出ください。（利用案内６ページ）
⑫	保育所等への入所を希望する児童と同一世帯に多子軽減対象施設に在籍している就学前（小学校入学前）の児童がいる場合、保育所等入所後２人目以降の保育料等を軽減します。詳細は、利用案内７ページにてご確認ください。
⑬	保育料は必ず期限までに納付してください（納入期限は毎月末日です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります）。**保育料の月額は、都合により登園されなかった場合の日割り計算はしません。**保育料を滞納した場合、滞納処分の対象となります。
⑭	**市民税額が未確定（令和７年９月～令和８年８月の保育料は令和７年度市民税額、令和８年９月～令和９年８月の保育料は令和８年度市民税額を基に算定）の場合**には、最高額で保育料を請求いたします。市民税額が確定後に遡って当該年度までを限度として保育料を変更しますが、変更には時間がかかる場合があります。未申告等により市民税が確定していない場合は速やかに税申告の手続きを行ってください。外国から平塚市に引っ越してきた方で、国外在留時に収入があった方は別途収入を証明する書類が必要になります。
⑮	保育料及び副食材料費は「口座振替」の利用を推奨しております。（引き落とし日は毎月末日です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります）**「口座振替依頼書」の提出をお願いします。**なお、兄弟姉妹が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。また、登録の際は「口座振替依頼書」「預（貯）金通帳」「印鑑（通帳届出印）」を持参し、取扱金融機関で手続きをしてください。（※「納税（入）通知書」は不要です。）
⑯	平塚市内の保育所等に在籍中で、平塚市外に転出する場合、就労(学)先が平塚市内になければ継続して入所することができません(平塚市内に住民登録している、若しくは、平塚市内に就労先があることが必要です)。ただし、５歳児クラスの児童の場合は保護者の就労(学)先問わず入所継続が可能です。在園継続をご希望の場合は、必ず転出前に保育課までご連絡ください。

保護者署名欄	本確認票に記載された各事項を確認いたしました。 令和　　年　　月　　日 保護者氏名

申込み・問合せ先

平塚市　健康・こども部　保育課　保育担当

〒254-8686　神奈川県平塚市浅間町９番１号

TEL　0463-21-9612（直通）　　FAX　0463-21-9738

市ウェブサイト：申込に必要な書類　より申請書等がダウンロードできます

右の二次元コードからアクセスできます。